

CSRの矛盾構造

——「CSR推進」と「企業不祥事続発」の同時並行・両立現象——

The Contradictory Structure over Corporate Social Responsibility

足立 浩
Hiroshi ADACHI*

Abstract

Recently, arguments over "Corporate Social Responsibility (CSR)" get excited as a reflection on successive occurrence of misconducts of many business corporations. In those arguments, however, most disputants seem to recognize that "CSR is one thing and the misconduct of business corporation is another," in other words "CSR is quite different from the misconduct and there is no relation between them". In this paper, the author tries to explain that CSR and the misconduct of business corporation have two aspects of one thing and they have a contradictory structure.

目次

- . 問題設定 — 説明回避または説明不足の基本問題 —
- . 「CSR推進」と「企業不祥事続発」の同時並行・両立現象
- . 「企業論=企業（の機能・役割）とは何か」における認識の二面性
 1. 米国における端緒的な議論と認識
 2. 日本における議論と認識の展開
- . CSR成立および企業不祥事発生 of 根拠と矛盾構造
 1. CSRの成立根拠としての「生産の社会的性格」
 2. 企業不祥事の発生根拠としての「所有(取得)の私的性格」と「私的利益優先」
- . 結び — 矛盾構造とその展開 —

* Professor, Faculty of Healthcare & Business Management, Nihon Fukushi University

・ 問題設定 — 説明回避または説明不足の基本問題 —

「CSR (Corporate Social Responsibility : 企業の社会的責任) の推奨・推進」がブームの様相を呈する一方で、いわゆる「企業不祥事」の相も変わらぬ続発を嘆く声が続いている。企業不祥事続発の「おかげ」で「CSR 推奨本」がよく売れるようにも見える世相をどう理解すべきかという問題自体が研究テーマとして成り立ちそうな状況にあるが、筆者は CSR に関するかまびすしい今日の議論にもかかわらず、極めて基本的な問題が実は等閑視されているのではないか、という疑念を抱いている。すなわち、日本経団連 (日本経済団体連合会) がかつての経団連時代から「経団連企業行動憲章」はじめ「CSR 推進」に向けた様々な倫理綱領・指針等を発表・提起して会員企業にその遵守を求め、経済同友会も同様の問題提起・提言等を再三提示しているにもかかわらず、また CSR を推奨する議論・主張の多くが企業不祥事を嘆き、その社会への否定的影響はもちろん企業経営面への否定的影響についても強調しているにもかかわらず、いわゆるコンプライアンス (法令遵守) 規程やその担当部署を有する企業を含めて不祥事が続発するという現実そのもの——「CSR 推進」と「企業不祥事続発」の同時並行・両立現象そのもの——をいかに認識すべきかという問題である。社是や経営理念・ミッションはもちろん、「CSR 推進」を自ら宣言し担当部署をもつ企業ですら不祥事を発生させている事態に照らして換言すれば、「CSR 推進」と「企業不祥事続発」とはなぜ同時並行ないし両立する (しうる) のかという問題である。

筆者の眼には、CSR と企業不祥事に関する今日の議論の多くは、前者の意義・必要性・重要性 (経営的意義を含め) を強調し、また後者の問題性およびその背景・原因等を追及しているものの、そこではそれぞれが単に「あるべきこと」と「あってはならないこと」として別々のことから——換言すれば、それ自体としては相互につながらない、単なる正反対のことから——であるかのごとく認識され位置づけられているように思われてならない。したがって、そうした議論においてはしばしば単に、企業不祥事を「あってはならないこと」として否定し、CSR を「あるべきこと」として推奨することになる。こうした議論方法自体はこれまでも繰り返されてきたところである。しかし、そうした議論方法には、その前提をなす問題認識自体に限界があるのではないかと考えざるをえない。すなわち、そうした議論においては、「CSR ブーム」といわれるほどの「CSR 流行り」や様々な「CSR 推進」活動の一方で企業不祥事が依然として続発するのはなぜなのか、一方で社是・理念・ミッションや倫理綱領・規程等を作成し CSR の担当・専門部署を設置しながら他方で不祥事を繰り返す企業が少なからず存在するのはなぜなのか、「CSR 推進」と「企業不祥事」という相対立するもの (対立物) が「同時並行・両立」するのはなぜなのか、といった「現実の基本問題」が必ずしも明確に説明されず、したがってまた、単に「不祥事の続発を嘆き、悲しみ、憤り続ける」のみか、「聞き届けられないことを覚悟で倫理・道徳を説き続ける」だけかを繰り返すにとどまるように思われるのである。もちろん、そもそも

そうした主張・議論がただちに現実の企業行動を左右しうるものでないことはいうまでもないが、ここではむしろ、そうした議論方法の前提にあるとみられる認識方法自体にあらためて検討すべき問題があることを指摘したい。

なお、本稿のテーマに、書名上直結するともいえる最近の文献として、少なくとも奥村 宏『会社はなぜ事件を繰り返すのか ― 検証・戦後会社史 ―』（2004年）、國廣 正・五味祐子『なぜ企業不祥事は、なくなるのか ― 危機に立ち向かうコンプライアンス ―』（2005年）およびローレンス・ミッチェル（斎藤裕一訳）『なぜ企業不祥事は起こるのか ― 会社の社会的責任 ―』（2005年）の3点が挙げられる⁽¹⁾。

しかし、それらの文献はいずれもそれぞれの問題設定・関心事項の範囲・枠内での議論としては示唆に富む内容が含まれているものの、筆者が本稿で確認しようとするような資本主義企業の本質的特徴に基づくCSRの矛盾構造を提示したうえで分析・検討にはなっていないように思われる（ただし、奥村氏の従来の研究にはそのような分析が窺える）。また、それらの問題意識と本稿における筆者の問題意識との違いを明示する意味であえて繰り返せば、前者が基本的には「なぜ企業は不祥事を繰り返すのか」にあるのに対し、後者は「なぜCSR推進と企業不祥事続発とは同時並行・両立する（しうる）のか」にあるということであり、その点に本稿の問題意識の独自性が認められよう。

ここで、これに関する筆者の基本的視点をあらかじめ示しておこう⁽²⁾。それは、要するに資本主義企業における「CSRの根拠」と「不祥事の根拠」とは基本的には「矛盾」の構造をもつもので、すなわち「対立物の統一と闘争としての矛盾」の関係にあるもので、相対立するものでありながら両者が互いに前提しあい、統一しつつ闘争する関係にある、とみるものである。したがって、両者の「同時並行性」ないし「両立性」（「両面性」ともいえる）は資本主義企業において構造的に必然的なものであって、そのいずれの面が「より主要な面」として現象するかは、この矛盾の展開としての相対立する両者（両面）の「統一と闘争」をどのように展開させるかにかかわっている、とみるものである。ここでいう「矛盾」とは、端的にいえば資本主義の基本矛盾すなわち（流通を含む広義の）生産の社会的性格と（生産手段したがってまたその成果の）所有（取得）の私的性格との矛盾（換言すれば、社会的生産と私的資本主義的取得との矛盾）の個別資本（より具体的には個別資本主義企業）レベルにおける発現として捉えうる。そして、生産の社会的性格が「CSRの根拠」であり、所有の私的性格が「不祥事の根拠」である。

以下、まず第1に、一方での経済団体・個別企業のCSRへの取組みおよび「CSRブーム」の様相と他方での「企業不祥事続発」の概況とを対比させつつ、現実・実態としてのCSR推進ブームと企業不祥事続発との「同時並行・両立現象」を確認する。第2に、かつての「企業の社会的責任」論を含め、そもそも「企業（の機能・役割）とは何か」に関する議論においては基本的に相対立する見地・見解が従来から展開されてきたことを再確認するとともに、そうした「認識における二面性（ないし両面性）」が本質的には現実的・客観的に存在する企業における矛盾構造の反映であることを改めて確認する。そのうえで、第3に、CSRおよび企業不祥事の成立・発

生の根拠としての矛盾構造の意味を明らかにするとともに、今後の研究課題として、CSR をより現実化させ企業不祥事の発生を抑制するには何が必要なのかという問題についての基本的視点・見地を提示することとする。

なお、CSR 論（企業の社会的責任論）においてはしばしば、「その実態や本質をどのように認識するか」という客観的（事実）認識の議論（認識論）と、「いかにあるべきか」という価値判断に基づく議論（規範論）とが錯綜・混在する傾向がみられ、混乱を来たしている場合もある。社会科学の領域においてはしばしば、研究者の世界観・社会観が価値観と抜きがたく結びついて客観的事実認識の議論と価値判断に基づく規範論的議論とを厳然と峻別することは困難ともいわれ、筆者においてもそのような峻別が確実になされていると言い切れるかどうかは多分に心もとないというのが率直なところではある。が、本稿では、少なくともその意識・姿勢においてはあくまで前者の立場で論じているつもりであることを付言しておきたい。

・「CSR 推進」と「企業不祥事続発」の同時並行・両立現象

「企業の社会的責任ということに関して、わが国の企業経営者団体としては最初にいい出しており……経営者の社会的責任という言葉……の発端は経済同友会であると自負して」（中川敬一郎・藤井丙午・小林宏治・成毛収一・山下静一 [1972] p.124）いる経済同友会⁽³⁾は2003年3月、『第15回企業白書「市場の進化」と社会的責任経営—企業の信頼構築と持続的な価値創造に向けて—』を発表したが、当時の代表幹事で昨今のCSR論議における経済界の積極的論者の一人といえる小林陽太郎氏（富士ゼロックス会長）は「CSRがブームの様相を呈している」と述べている（『経済教室—会社とは何か（中）』『日本経済新聞』2005年8月30日付）。その一端は、本稿末尾の「引用・参考文献」リストにも窺えよう。論者によっては「CSRバブル」と呼び「CSRブームのバブル的性格」を指摘するものもある（国廣・五味 [2005] pp.257-259⁽⁴⁾）。

「CSR」が“新たな商売のネタ”にもなっているかのごとき現状に照らせば、むべなるかなというところであろう。たとえば、中央青山監査法人は「顧客企業の原材料の調達先や物流の委託先が環境対策や法令順守、人権擁護に取り組むよう支援する。……企業の社会的責任（CSR）への意識の高まりや、サプライチェーン全体で不祥事を防ぐ需要が高まっているのに対応する」（『日本経済新聞』2004年7月6日付夕刊）と報じられた。その中央青山監査法人に所属する4人の公認会計士（同監査法人代表社員含む）が、わずか10ヵ月後に発覚したカネボウの1999～2003年度の間を過去最大規模といわれる粉飾決算・証券取引法違反（有価証券報告書の虚偽記載）に意識的に加担していたとして逮捕された（『日本経済新聞』2005年4月13日、9月14日、9月25日付ほか）。2006年3月、東京地裁はカネボウ元社長と元副社長に証券取引法違反罪（有価証券報告書の虚偽記載）で有罪判決を下し、併せて中央青山監査法人の元代表社員ら3人の公認会計士の共謀も認定した（『日本経済新聞』2006年3月27日付夕刊）。3日後の東京地裁における3公認会計士の初公判では、3会計士とも同罪での起訴事実を全面的に認めた

(『日本経済新聞』2006年3月30日付夕刊)。ここでは、“CSRで新たな商売”を模索・追求する以前から、肝心の「本業」で監査法人としてのCSRに背く不祥事を生じ、かつ継続していたわけである。また、大阪証券取引所は上場する約1100社の企業に呼びかけて「富士山を清掃する。企業の社会的責任(CSR)への関心が高まるなか、大証上場企業の間で『CSRをしたいが何をしたらいいかわからない』という相談が多いため、大証が率先して企業にCSRの機会を提供する」(『日本経済新聞』2004年10月21日付夕刊)と報じられた。富士山の清掃自体に問題があるわけではないが、上場企業ともあるうものがCSRとは何かについて熟考することなく「CSRをしたいが何をしたらいいかわからない」と相談する(しかも「多く」)こと自体、またそれを受けて大証が(大証上場企業にもみられるであろう不祥事の撲滅ではなく)「富士山の清掃」を呼びかけること自体、「CSRのブーム性、バブル的性格」を端的に反映するものということができよう。

他方の「企業不祥事続発」も後述するように日々のマスコミ報道に明らかであるが、ここで確認すべきは両者の「同時並行・両立現象(両立性)」である。その一端を、「日本経団連の企業倫理・企業行動へのこれまでの取組み」(図表1参照)およびいくつかの「企業不祥事リスト」(図表2,3参照)に照らしてみよう。

図表1は経団連時代を含む日本経団連が提唱・提起した「企業倫理・企業の社会的責任」にかかわる行動憲章や提言・指針・計画等の経緯を示している。これを提示した日本経団連国際経済本部長(当時)の久保田政一氏は「日本経団連では、日本経済再生、経済構造改革の推進とあわせて企業が自主的かつ積極的に社会的責任の問題に取り組むよう求めてきた。その具体的な活動が『企業行動憲章』や『地球環境憲章』の制定、改定、普及などである」(久保田[2003] p.161)と述べている。同図表で社名等が記載されているもののうち、イトーヨーカ堂では1992年に総会屋への利益供与で常勤監査役らが逮捕され(図表2参照)、日本電気(NEC)では98年8月に防衛庁(調達実施本部)に対する過大(水増し)請求事件で元専務らが逮捕、10月には関本忠弘会長(当時)が辞任に追い込まれた。日本電気元専務はじめ同社グループ企業側12名には99年10月、東京地裁が背任と贈賄(調達実施本部幹部に対する贈賄)で有罪判決を言い渡しているが、同社による水増し請求は20年以上に及んでいたとも指摘されている(足立[2000] pp.160-162参照)。これより先、同社では、96年12月の「経団連企業行動憲章」の改定を受け97年6月に「NEC企業行動憲章」を発表した。そのトップ項目は「公正・透明・自由な競争」で、その内容の第1には「独占禁止法やPL法などの関係法規を遵守し、公正な商取引を励行する」が、また第3には「政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ」が挙げられている(経営倫理実践研究センター監修・日本能率協会編[1998] pp.189, 192)⁽⁵⁾。同社ではこの対防衛庁過大請求事件が発覚する2ヵ月前に法令遵守の社員教育などを担う企業行動推進部という専門部署を設けたばかりで、「不祥事」はその矢先であっただけに社内に大きな衝撃が走ったと報じられるが(『日経産業新聞』2002年3月12日付)、法令遵守推進のための取組みと不祥事とはまさに同時並行・両立していたことになる⁽⁶⁾。また、東京電力では2002年8月末に、福島第一、同第二、

図表1 日本経団連の企業倫理・企業行動へのこれまでの取り組み

1973年	5月	経団連総会決議において企業の社会的責任について提言「福祉社会を支える経済とわれわれの責任」.
1974年	12月	「企業の社会性部会」を設置(委員長:稲山 寛副会長).
1976年	3月	企業の社会性部会報告書を発表「企業と社会の新しい関係を求めて」.
1989年	2月	「企業倫理に関する懇談会」を設置(委員長:豊田英二副会長).
	4月	「企業倫理に関する中間報告」を発表.
	7月	「企業倫理問題に関するアンケート調査」を実施.
	9月	「虚礼自粛に関する申し合わせ」を発表.
1990年	4月	「購買取引行動指針」を発表.
1991年	4月	「経団連地球環境憲章」を発表.
	9月	「経団連企業行動憲章」を制定・発表.
1992年	7月	「暴力団対策連絡協議会」を設立.
1996年	5月	「企業行動委員会」を設置(委員長:那須 翔副会長 東京電力会長, 共同委員長:鈴木敏文イトーヨーカ堂社長).
	7月	「経団連環境アピール」を発表.
	9月	企業行動委員会の下に「企業行動憲章部会」を設置(部会長:小野敏夫日本電気専務取締役).
	10月	「企業倫理・企業行動についてのアンケート調査」を実施.
	12月	「経団連企業行動憲章」を改定・発表.
1997年	2月	第1回「企業行動憲章フォーラム」を開催.
	6月	「経団連環境自主行動計画」を発表.
	6月	「企業行動憲章に関するアンケート調査」を実施.
	7月	第2回「企業行動憲章フォーラム」を開催.
	9月	「当面の総会屋等への対応策について」を発表.
	9月	「コーポレート・ガバナンスのあり方に関する緊急提言」を発表.
	11月	「企業行動に関するアンケート調査」を実施.
2002年	9月	「企業倫理の徹底を求める」を全会員企業代表者に送付.
	10月	「企業行動憲章」を改定, および「企業不祥事防止への取り組み強化について」を発表.
2004年	5月	「企業行動憲章」について3度目の改定.

(出所) 1973~2002年10月までは, 久保田 [2003] p.165の「表19」をベースに, 田中 [1998] p.44の「企業倫理, 企業行動に関する経団連の取り組み」の一部を加味, さらに『日本経済新聞』2004年5月18日付などを加えて筆者作成.

柏崎刈羽の3つの原子力発電所で1980年代後半から90年代前半にかけて原子炉圧力容器内のひび割れなどを同社が自主点検で発見しながら29件について記録を改ざんし国に報告しなかったとして, 電気事業法の報告義務に違反する疑いで経済産業省原子力安全・保安院の調査を受けることとなった. この「原発記録改ざん・トラブル隠し」は同社幹部による指示・関与の疑いも強く, 社長・会長・相談役らが引責辞任したが(『日本経済新聞』2002年8月30, 31, 9月1日付, 9月9日付夕刊ほか), 『日本経済新聞』の同年9月3日付「社説」では, 「長年, 財界で企業倫

理の確立をうたってきた東電の歴代経営者の管理責任の不作為の罪は重く、辞任は当然のことだ」としつつ、「公共性を信頼されるからこそ原発の『自主点検』を任せられ、今後も拡大する予定だった。その自主点検制度を悪用し安全性より経済性を優先したという事実は、現場のフライングではなく、隠ぺい工作も含め東電の企業体質と疑われても仕方がない」と述べている（傍点引用者）。トヨタ自動車では、これらとは趣が異なるが、国家資格である一級小型自動車整備士の技能検定試験問題が同社関係者からトヨタ自動車系ディーラーに事前に漏洩していた問題で張富士夫社長（当時）自ら「国家試験の公平性にかかわる極めて重大な不祥事」として謝罪している（『日本経済新聞』2003年12月3日付夕刊）。

図表1に社名または経営者名が記載されている事柄の時期と「不祥事」の時期とは必ずしも一致しないが、「長年、財界で企業倫理の確立をうたってきた東電」をはじめ日本経団連の呼びかける「企業倫理」の確立に「貢献」してきたはずの企業自体における「不祥事」は、こうした「貢献」すなわち「CSR推進」と「不祥事」との同時並行・両立性を端的に窺わせる一例とみられなくもない。また、図表1における1997年の「経団連環境自主行動計画」に関連して、環境省が（社）商事法務研究会に委託して行った評価検討の報告書では、「現行の経団連等を中心とする自主行動計画による自主的取組は、京都議定書の6%削減目標を達成するための措置の1つとして位置づけるに当たっては、信頼性・透明性・実効性が必ずしも十分に確保されているとは言えず、その見直しが必要であること」が主な内容の1つとして要約・発表されたという（清水克彦 [2004] p.94）。既述の久保田氏の「誇る」「日本経団連の自主的かつ積極的な社会的責任問題への取組み」であるが、その「信頼性・透明性・実効性」自体に基本的な疑問が提示されていることも、こうした「同時並行・両立」現象が単なる偶然・偶発的現象とはいきれないことを示唆するものといえよう。

次に、図表2はいわゆる総会屋等への主な利益供与事件として企業の幹部が逮捕または書類送検されたものの一端である。あくまで一端ですべてを網羅したものではないが、日本経済界を代表するような著名諸企業が名を連ねている。（日本）経団連による「企業倫理・企業の社会的責任」に関する憲章・提言・指針・計画等の提示・発表の経緯とはいわば「裏腹」で著名諸企業による犯罪行為・不祥事が続発しているわけである。そこには、個別企業としての憲章・指針・倫理行動基準等を制定していたものも少なからず含まれている。

たとえば、1997年6月に副頭取らが逮捕された第一勧業銀行では「第一勧業銀行行員としての倫理行動基準」を1994年10月に制定し、98年3月に改定を行っているが、その「第一勧業銀行行員としての倫理行動10ヶ条」の「1. 法令・規律を守ること」では「公私を問わず高い倫理観と順法精神を持って行動し、いやしくも社会的規範を逸脱して非難を受けるような行動は厳に慎まなければなりません」と書かれている（経営倫理実践研究センター監修・日本能率協会編 [1998] pp.152-153, 155, 157）。また、97年11月に渉外担当部長が逮捕された東芝でも、「東芝グループ経営理念」を踏まえ「当社が健全な成長発展を続けていくためには、法令の遵守はもちろん、それぞれの国、地域における倫理を尊重し、社会に貢献し、信頼と好感をもたれる

図表2 総会屋等への主な利益供与事件（月は逮捕または書類送検時）

1984年	5月	伊勢丹，秘書室長ら逮捕．利益供与罪の初適用．
	10月	大阪変圧器，幹部ら逮捕．
1986年	6月	そごう，秘書室長ら書類送検．
1987年	1月	小西六写真工業（現コニカ），経理部長ら逮捕．
	4月	住友海上火災保険，総務部長ら逮捕．
1988年	10月	パルコ，元専務ら逮捕．
1990年	4月	日本合成化学工業，常務ら逮捕．
1992年	10月	イトーヨーカ堂，常勤監査役ら逮捕．
1993年	7月	キリンビール，総務部審議役ら逮捕．
	11月	NTN，総務部長ら逮捕．
1996年	6月	高島屋，総務部長ら逮捕．
1997年	3月	味の素，総務部長ら逮捕．
	5月	野村証券，元社長ら逮捕．
	6月	第一勧業銀行，副頭取ら逮捕．
	9月	山一証券，前社長ら逮捕．
	10月	日興証券，元副社長ら逮捕．
		松坂屋，取締役逮捕．
		三菱自動車工業，取締役ら逮捕．
		大和証券，元総務部長ら逮捕
	11月	三菱電機，総務部参事逮捕．
		東芝，渉外担当部長逮捕．
		日立製作所，総務部部長代理逮捕．
		三菱地所，総務部副長ら逮捕．
1998年	2月	旭硝子，元総務部付部長ら書類送検
	8月	日本航空，前取締役書類送検
1999年	11月	神戸製鋼，元専務ら書類送検
2000年	7月	クボタ，元常務ら書類送検
2002年	2月	住倉工業，社長ら逮捕
	11月	日本信販，専務ら逮捕
2004年	3月	西武鉄道，専務ら逮捕

（出所）『日本経済新聞』1997年3月26日付，1998年8月18日付，同1999年11月9日付夕刊，同2002年11月17日付，同2004年3月2日付，『日経産業新聞』1997年11月6日付ほかより作成．なお，1983～93年の間のもう少し詳細な事例については，中條祐介 [1996] pp.69-72の「表4 利益供与禁止規定違反事件一覧」参照．

ことが必要」との立場から「当社がよき企業市民たるために，すべての役員・従業員が従うべき具体的な行動基準」としての「事業行動基準」が1990年5月に制定され，97年1月，98年4月に改定が加えられている（経営倫理実践研究センター監修・日本能率協会編 [1998] p.388）．

また，図表3は，「日本の経済界を代表する企業集団」という意味では，従来その最たるもの

として認識されてきた「三菱グループ」諸企業が関係する「不祥事」事例である。これについても 1990 年代以降の一部に限るなど、すべてを網羅したものではないが、歴史的に日本経済の中核を成し、いわば「日本資本主義の屋台骨」ともいうべき三菱グループの中核的企業においてすら不祥事とおよそ無縁ではないことを明示するものといえよう。

そのうち、たとえば三菱地所では 97 年の総会屋への利益供与事件後、企業行動憲章を制定したのを皮切りに、会長・社長以下 13 人の幹部クラスで構成する業務監査委員会（2005 年 4 月からコンプライアンス委員会に名称変更）を設け、社内の倫理活動のあり方を論議する体制を整えるとともに、日本企業ではいち早く倫理担当役員を任命。2002 年度からは同役員に不正行為の調査権限を正式に持たせることとした（『日経産業新聞』2002 年 3 月 12 日付）。しかし、2005 年 3 月に社長ら幹部が書類送検されることになった OAP の土壌汚染隠し・マンション販売問題では、97 年 1 月にすでにわき水から基準を超える重金属検出の事実があったが、2001 年 12 月以降には高木社長（当時）らが OAP の敷地や地下水から環境基準を超えるヒ素やセレンが検出されたことを知りながら、その事実を告げず 2002 年 8 月までにマンション 8 戸を販売したとして宅地建物取引業法違反（重要事項の不告知）容疑で三菱マテリアル・西川会長らとともに書類送検され、両社が公式に違法性を認めたものである（『日本経済新聞』2005 年 6 月 11 日付）。ここでも、以前の不祥事の「反省」に立って新たな「法令遵守・CSR 推進体制」を構築すると同時並行・両立で新たな不祥事を発生・継続させていたことになる。ちなみに、三菱地所の「行動規範」における法令遵守に関する「行動原則」では「法令を遵守するのは勿論、常に社会的常識を備えた行動に努める」と明記されている（日本弁護士連合会編 [2003] p.26）。

繰り返しになるが、図表 2, 3 では、たとえば 1980 年代前半期に米国の血液製剤メーカーからの警告があったにもかかわらずエイズウィルスが混入した非加熱製剤を販売し続けたとして大問題になったミドリ十字、2000 年に被害者数約 1 万 5,000 人という過去最大の食中毒事件を引き起こした雪印乳業やその子会社で 2002 年に狂牛病対策としての国産牛肉買上げ制度を悪用し輸入牛肉を国産と偽って補助金詐取を狙った雪印食品（北海道新聞取材班 [2002] 参照）、同年 8 月子会社の日本フードによる同様の牛肉偽装問題が発覚し本社幹部が偽装とその隠ぺいを指示していたとされた日本ハム、あるいは 2004 年に有価証券報告書虚偽記載問題が発覚した西部鉄道、さらには三菱重工業について指摘した 2005 年 6 月および 2006 年 3 月の各種工事入札談合にかかわる独禁法違反容疑について同社同様に立ち入り検査を受けた石川島播磨重工業、川崎重工業、住友重機械工業、旧日本鋼管（現 JFE エンジニアリング）その他が入っていないように、なお多くの企業不祥事を記載しきれていない。しかし、ここでの問題はそれらをすべて網羅することではなく、日本経済を代表し、それだけにまた（日本）経団連が提唱する「企業倫理・企業の社会的責任」の取組みに「貢献」するかあるいは「貢献」を期待される多くの著名企業の間で様々な不祥事が頻発・続発し、一方での「CSR 推進」と他方での「企業不祥事続発」とが実態・現実問題として同時並行・両立していることを確認することである。

なお、その意味で、念のためあらためて次の点について断っておきたい。すなわち、一方で

図表3 三菱グループ企業が関係する不祥事

1993年	7月	麒麟ビール総務部審議役らが総会屋に3,300万円を渡したとして警視庁が逮捕。
1996年	4月	三菱自動車工業（以下、三菱自動車と略称）の米国生産子会社でセクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）訴訟が発生。
1997年	10月	三菱自動車取締役らが総会屋に現金約900万円を供与していたとして警視庁が逮捕。
	11月	三菱電機総務部参事が総会屋に現金約460万円を供与したとして警視庁が逮捕。
	11月	三菱地所総務部副長、同部上席参事が総会屋に計320数万円を供与したとして警視庁が逮捕。
2000年	7月	三菱自動車がリコール（無償の回収・修理）につながるクレーム情報を隠蔽していたことが発覚、53万2,000台のリコールを運輸省に届け出。
	8月	三菱自動車が運輸省に追加リコールを届け出、情報隠しの経緯を報告。警視庁などが道路運送車両法違反（虚偽報告）の疑いで三菱自動車本社などを自宅搜索。
2004年	5月	横浜で2000年1月、三菱自動車（商用車部門は2003年1月、三菱ふそうトラック・バスに分社）製大型車のタイヤ脱落事故による母子3人死傷事故で、当時三菱自動車副社長だった宇佐美隆前三菱ふそう会長ら7人を道路運送車両法違反（虚偽報告）・業務上過失致死傷容疑で神奈川県警が逮捕（5人起訴）。
	6月	山口県で2002年10月、三菱自動車製大型車のクラッチ部品欠陥で運転手が死亡した事故で、河添克彦元三菱自動車社長ら6人を業務上過失致死容疑で神奈川・山口両県警が逮捕（4人起訴）。
2005年	2月	明治安田生命保険に対し不適切な保険金不払いが162件あったとして金融庁が2週間の業務停止命令を発動。
	3月	三菱地所社長、三菱マテリアル会長ら当時の幹部10人と、法人としての両社を、大阪市北区の大型複合施設「大阪アメニティパーク」（OAP）の土壌汚染隠蔽事件（宅地建物取引業法違反 重要事項の不告知）で大阪府警が書類送検。
	6月	三菱重工業を、国土交通省発注の鋼鉄製橋梁工事入札談合事件で公正取引委員会が独占禁止法違反（不当な取引制限）容疑で刑事告発。 三菱重工業を、日本道路公団発注の鋼鉄製橋梁工事入札談合事件で公正取引委員会が独占禁止法違反（不当な取引制限）容疑で刑事告発。
	8月	三菱重工業を、地方自治体発注の汚水処理プラント工事入札談合で公正取引委員会が独占禁止法違反（不当な取引制限）容疑で立ち入り検査。
2006年	10月	明治安田生命保険が、不適切な保険金不払いは過去5年間で1053件、52億円、がん保険で2000件、5億円の不払いが新たに発覚との調査結果を発表。金融庁が同社に新規業務の無期限停止、すべての金融保険商品の募集業務2週間停止、販売子会社の全業務半年間停止の行政処分を発動。
	3月	三菱重工業を、国など発注の鋼鉄製水門工事入札談合疑念で公正取引委員会が独占禁止法違反（不当な取引制限）で立ち入り検査。
	3月	三菱重工業を、旧首都高速道路公団（現首都高速道路）発注のトンネル用換気設備工事入札談合で公正取引委員会が独占禁止法違反（不当な取引制限）容疑で立ち入り検査。

(出所) 『日経産業新聞』2000年8月29日付, 『日本経済新聞』1997年11月26日付, 2004年5月6日付夕刊, 同6月11日付, 同9月30日付夕刊, 同2005年6月11日付, 同8月2日付夕刊, 同10月22日付, 11月5日付, 同2006年3月28日付夕刊, 3月30日付夕刊ほかより作成。

CSR への取組みを標榜している企業が他方で不祥事を発生させていることを指摘し、経済界全体あるいは個別企業における「同時並行・両立性」を指摘したからといって、筆者は必ずしも、「だから CSR への取組みなど信頼するに値しない」などと断定・「喝破」するつもりはないことである。実態・現実はまさしく「同時並行・両立」であり、問題はなぜそのような現象が成立するのかについての理論的かつ構造的な解明にあるのである。

・「企業論 = 企業（の機能・役割）とは何か」における認識の二面性

前節では、「CSR 推進」と「企業不祥事続発」という相対立するもの（対立物）の同時並行・両立現象を現実の問題 = 実態として基本的に確認できることを述べた。ところで、こうした「二面性」自体についての認識は洋の東西を問わず、以前からよくみられるところである。本節では、現実の現象についての実態の確認というよりも「認識論」的レベルにおいてみられる「二面性」についていくつかの主張・議論を確認するとともに、その意味を検討しよう。それに際して、「企業の社会的責任」が学界および経済界等で本格的なテーマとなった 1970 年代の注目すべきいくつかの議論から振り返ることとする。

1. 米国における端緒的な議論と認識

米国における「企業の社会的責任」論についてまず参照すべきは、経済同友会の海外提携諸団体の 1 つである米国の CED (Committee for Economic Development: 経済開発委員会) が約 5 年にわたる研究と討議の成果をまとめて 1971 年 6 月に発表した見解「企業の社会的責任」(*Social Responsibilities of Business Corporations: A Statement on National Policy by the Research and Policy Committee of the Committee for Economic Development, June 1971*) であろう。「CED のこの見解は米国のトップ経営者集団が企業の社会的責任のあるべき姿に真正面から取り組んだ最初の発言であるといわれており、しかも CED のような代表的な経済団体がこれについて極めて積極的な姿勢を示したということで、米国内に大きな反響をよんだ」(傍点引用者) (山下 [1972] p. i) という。同見解の「緒言」で CED の政策審議会 (the Research and Policy Committee) 委員長 (当時) のエミリオ・G・コリアードは次のように述べている。

「本見解はこれまで長年にわたって主張されてきた 2 つの極論をより全体的な展望の中で位置づけている。一方の極には —— 今日よりも数年前まで盛んに論じられたところであるが —— 企業の主たる機能は毎年毎年、可能な限り最大の利益を生み出すことにあるとする見方がある。他方の極には、企業は、国家を苦境に陥れている社会問題や環境問題の過半について、その原因となっているか否かは別として、その解決のための主たる責任を負うべきであるという主張がある。」(傍点引用者) (コリアード [1972] p.3)

これに続いて留意すべきは、ニクソン大統領 (当時) が 1972 年 2 月に米国の有識者 1500 名を集めて 1990 年代の産業界について討議を行った会議の報告書であろう。その会議自体は企業の

社会的責任問題だけでなく、技術、資源、人間関係、世界経済など広範なテーマについて論ずるものであったが、その収録論文の約半分が当時の経団連事務局によって翻訳され、一書にまとめて公刊されている。その冒頭に置かれた論文でスタンフォード大学ビジネススクール校長（当時）のアルジェイ・ミラーは次のように述べている。

「企業に固有な役割とはなんであろうか。一方の極には、アダム・スミスのように、『自己の利益を追求する企業家は、見えざる手によって導かれ、その結果、意識的に社会に尽くそうとする場合よりもはるかに社会に貢献することになる』という考えがある。これは単純な考えであり、単純な法則である。しかしこの法則は、過去200年もの間、実に有効にはたらいてきた。事実1960年代まで、経営者は、自分たちの役割は利潤をできるかぎり極大化することであって、ビジネス以外の世界にはあまり注意を向けるべきではないと信じてきた。しかも社会自体も、この考えに、なんら疑問をさしはさまず、むしろ喝采さえしてきたのである。……」

もう一方の極には、企業こそまさにあらゆる社会的諸悪の根源であり、企業の役割などではできるだけ制限すべきであると声を大にして言うおおぜいの批評家たちがいる。彼らによれば、企業の運営を、民間の手から離し、その大部分を政府、もしくは彼ら自身の手委ねることによってのみ、現在の社会を存続させることができるという。彼らによれば、企業というものはあくまでも利潤を優先させてしまうものであるから、企業が正しいことや正当なことをするなど信ずることを、信頼することはできないという。」（傍点引用者）（ミラー [1974] pp.7-8）

コリヤードとミラーの論述はいずれもが各書における巻頭論文としての位置を占めているように、米国における「企業の社会的責任」論の本格的な開始・展開期における代表的見解といえる。ここで留意すべきは、両者の指摘の間にはニュアンスの違いはあるものの、いずれにおいても企業の機能・役割（したがってまた「企業とは何か」）についての「一方の極」からの認識・主張と「他方の極」からの認識・主張との両面（二面性）がまさしく「両極」のそれぞれとして存することが明示されていることである。そして「企業（の機能・役割）とは何か」について、こうした「両極の見方」ないし「2つの見方」があること自体は今日においても基本的に変わりはない⁽⁷⁾。人間の「認識」が基本的には客観的存在の意識への反映であることに照らせば、こうした「両極」の認識はそれぞれが客観的存在の一面を反映するものであることになる。すなわち、こうした「相反する両面（2つの側面）の認識」は「客観的存在の相反する両面（2つの側面）」の反映ともいえるものである。

2. 日本における議論と認識の展開

次に、日本における議論についてもやはり、CSRの“本家本元”を自負する経済同友会の主張を概観しておこう。「同友会の創設にかかわり、長く専務理事を務めた山下静一氏」（経済同友会 [2003] p.91）によれば、経済同友会は1952（昭和27）年に講和条約が成立し日本が自立経済に入るときに、従来の占領下における企業経営の姿勢を排し、独立した国の企業経営者として決意を新たにしなければならないという問題提起を「われらの覚悟」として発表した。続いて

1956（昭和31）年には「経営者の社会的責任の自覚と実践」というタイトルで新しい経営のビジョンを打ち出し、「個別企業の利益がそのまま社会的に調和した時代は過ぎ、経営者が進んでその調整に努力」せねばならず、社会的責任は「安価、良質な商品を生産し、サービスを提供する」ことにあるという立場に立つとともに、経済体質の改造、社会平衡力の形成、公正競争ルールの確立、技術革新・市場開拓を中心とする企業所得の増大、後継経営者の育成なども重要とした。さらに1967（昭和42）年には「産業福祉社会を目指して」という見解を中間報告として発表し、「経営者は企業内にとどまることなく、社会に対するよい助言者、協力者、推進者として積極的に行動」すべきとして、革新と効率の担い手として経営者は革新的機能の最大限の発揮、人間の能力と創意の発揮のための環境整備を、また多次元的社会の一員として経営者が経営者の責任の明確化、労使協議ルールの確立、公正競争ルールの確立、地域社会との共存共栄を実践目標としなければならないとしている。かくして、山下氏によれば「いわば企業・経営者の社会的責任は……経済同友会のお家芸になって」いるという（中川敬一郎・藤井丙午・小林宏治・成毛収一・山下静一 [1972] pp.123-126）。ここでは、「企業の機能・役割」に関する既述の米国人2人の指摘における「両極」をなす2つの見解のうち、いわば「積極的見解」が経済同友会によって提言的に提示されてきたとの認識が窺える。

「経済同友会の思想的伝統」に関して注目される論述として、岡崎哲二氏は、「経済同友会は55年以上にわたるその歴史の中で、何度か新しい概念を社会に提起してきた。その重要な例として『修正資本主義』と『企業の社会的責任』がある」としたうえで、概要以下のように解説している（岡崎哲二 [2003] pp.90-94）。やや長くなるが、要約・提示する。

まず、設立直後の1947年に同友会の「経済民主化研究会」が『企業経営の民主化』を発表した。その基本的な考え方は「われわれが企業経営の民主化についてその基本構造として考えるところは資本と経営の分離である」という言葉に要約される。そこでは「経営者の資本家に対する受託関係を解除し、前者を後者に対し法律的にも独立せしめる」として、経営者はいわゆる資本家の代理人ではないという見方を表明した。すなわち、企業は株主の所有物で経営者はその代理人という古典的企業観に代わり、企業は資本、経営、労働の三者によって構成される共同体であるという新しい企業観が提起された。次いで、1956年の全国大会における決議『経営者の社会的責任の自覚と実践』では、個別企業の利益がそのまま社会の利益と調和した時代は過ぎ、経営者が進んでその調節に努力しなければ国民経済のみならず企業の発展を図ることもできなくなるとしている。修正資本主義ほど極端ではないが、企業を社会制度の1つと考え、経営は所有からの委託に留まらず、社会に対しても責任があることを認める立場をとったものとされる。1964年には木川田代表幹事が『協調的競争への道』という所見を発表し、企業はたんに経済的機能を果たすのみでなく人間性尊重という論理を貫かねばならず、社会進歩の牽引力にならねばならないとして、企業の社会的責任を改めて強調した。当時、「特定産業振興臨時措置法案」が繰り返し通産省から提出され官僚統制が強化される懸念があったために、それに対抗する意味で経営者が自ら「自主調整」を強調せねばならなかったという背景があるが、現在の同友会と比較すると、

自由競争に対して批判的な立場をとっていたことは否定できないという。他方、1965年には同友会の経済方策審議会が『新しい経営理念』を提言した。ここでは「われわれは企業の歴史的・社会的責任を重要視するが、それは利潤をあげるという企業本来の目的を決して否定するものではない。むしろ、もっと真剣に利潤について考えるべきことを要請する。いまだかつて真の意味における利潤についての洗礼を受けていない我が国の経営にあつて、利潤を敢えて無視し、高踏的な議論をもてあそんでいるようでは、国内・国外での競争にも勝てないし、社会的責任も果たし得ないということである」と書かれており、同時期の他の提言と比較して同友会内部からの批判と読めるとされる。1973年には同じく経営方策審議会が『社会と企業の相互信頼の確立を求めて』という提言を発表し、企業を評価する新しい指標を作る必要性を提起した。従来の利益率等の指標のみならず、環境・公害問題、地域社会との調和の問題も指標化して社会に提示したいとの旨である。

同友会は以上のように1980年代までは、大勢としては今日の「市場主義」とは対極的な考え方に立っていたが、1990年代に入って大きな方向転換が生じたとされる。その方向転換を示した提言として1994年に同友会経営革新委員会より発表された『21世紀に向かつての日本の経営のあり方』では、「『協調』に名を借りた相互依存体質から脱却し、自らの意思と責任で創造的な経営を行うべき」とし、「協調」という言葉を敢えて使うことによってそれまでの同友会の立場を自ら批判しているという。また、「これからの経営にあたっては、日本企業の長所である長期指向の経営姿勢と株主権の尊重とを両立させていかなければならない」とも述べられているが、「株主権の尊重」の強調は「企業経営の民主化」の主張の対極にあるものとされる。1997年の『市場主義宣言—21世紀へのアクション・プログラム』はその延長上にあり、「市場を最も重視すべき拠り所とする企業行動の確立」を謳っている。企業のパフォーマンスは市場でのみ判断され、企業が社会倫理に反した行動を行えば市場がペナルティを科すはずであるから、市場以外に別の倫理的基準を求める必要はないとの主張であり、市場主義を徹底することによって社会性が達成されるとする、アダム・スミスから新古典派経済学に継承された市場観にほかならないとされる。

さらに、1999年には小林陽太郎氏が代表幹事就任挨拶として『「市場主義宣言」を超えて—四つのガバナンス確立を—』を発表した。ここでは、「市場主義」は重要ではあるが最終ゴールではなく、その先にある哲学・理念や価値を探求する必要がある、その探求が同友会の役割とされた。これを受けて2000年に『21世紀宣言』が発表され、そこで「市場の進化」という概念が提起され、「社会の期待と企業の目的の調和を目指す『市場の進化』の実現に向けてイニシアティブを発揮し続けなければならない」と主張されたという。

以上、岡崎氏によれば、第1に、経済同友会の伝統的思想は1980年代まで、株主主権の修正と「協調」の重視という2つの点で古典的資本主義（観—足立）と距離を置いており、同友会内部が必ずしも一枚岩ではなかったにせよ、企業は市場原理以外に何らかの「社会性」をもたねばならないという立場が主流であった。これに対して第2に、1990年代になって「社会性」よ

りも「市場性」のほうが強調されるようになり、「市場主義」を徹底させることによって「社会性」が達成できるという立場をとったわけである。そして、さらにそれに対して2000年の『21世紀宣言』における「市場の進化」の概念では、「社会性」と「市場性」の一致という点では同じであるが、逆に市場に「社会性」を組み込むことによって両者を一致させるという考え方に立っているといわれるのである。

ところで、経済同友会を含む「財界」の「社会的責任観」については、馬場克三氏による次のような重要な指摘・論述がある。

『経済同友会は、(1) 昭和31年の『社会的責任の自覚と実践』では『企業の利益のみを追求することは許されず……経済社会との調和の下、生産要素の有効結合をはからねばならない』と強調したが、(2) 昭和40年の『新しい経営理論』では『利潤を無視しては……社会的責任も果たしえない』となり、(3) 昭和48年の『提言』になると、『利潤追求をこえて……社会的目標との調和を実現』しなければならない、と変わる。そしてこれがまた上記の昭和50年末の『会社法改正に関する意見書』へと逆転するわけである。』（馬場克三 [1977b] p.274）

ここで「上記の昭和50年末の『会社法改正に関する意見書』」とは、経団連が政府からの諮問に答えて法務大臣に提出した「会社法の改正問題に関する意見書」のことである。そこでは「企業の社会的責任とは、株主のために利潤をあげることが第一であると考え、会社法に社会的責任の規定を新設する必要はない」との意見が述べられ、「企業の社会的責任は、あくまでも定款に規定された企業目的に限定される」もので、株主のために利潤を追求することが結局は社会的責任を果たすことになる、との見解を明らかにしているとされる。そして、従来批判されてきた「公害、商社批判、買占め、売り惜しみ、政治献金について」は、「公害、安全、取引秩序、政治献金などについては、個別の立法措置があり、これに不備があればこれらの法律の改正で考えればよく、会社法に社会的責任を規定する必要はない」旨反論しているという。また、同じ諮問について東京商工会議所も同年11月に意見書を答申し、企業が「積極的に社会公共の利益を図らなければならない」という意味で企業の社会的責任を問題とするなら、それは「営利法人としての株式会社の本質からいって疑問があり、反対である」と述べているとされる。さらに、1974年に馬場氏らが九州・山口6地区所在の大企業の管理職（課長以上）256名を対象に調査したアンケートの結果では、「企業の社会的責任とは何か」との問いに対し、「(1) 適正な利潤をあげつつ高品質・安価な製品を提供すること」（「経済業績重視型」）を選んだ者が43.6%、「(2) 従業員の経済的・福祉・生活条件の向上のみならず地域社会のその向上にも貢献すること」（「福祉型」）を選んだ者が46.8%となったという。そして、「この調査結果は、現時点での社会的責任についての経営担当者の意識が、『経済業績重視型』と『福祉型』へと相半ばして分布していることを示すものであるが、それは同時に、いわば『財界』という一巨人が背馳する2つの考え方を同時に抱いて悩んでいる姿ともみることができる。それはまた、社会的責任観が社会経済情勢の変動につれて一方から他方へ、他方から一方へと動揺する宿命をもつことを示すものである」と分析・指摘されているのである（傍点引用者 足立）（馬場 [1977b] pp.272-274）⁽⁸⁾。

ここで筆者は、馬場氏のこの指摘には 経済同友会を含む「財界」が「背馳する2つの考え方を同時に抱いて」いること、また 「社会的責任観」それ自体に「一方」と「他方」との相反する「両極」が存すること、さらに この「両極」が「一方から他方へ、他方から一方へと動揺する宿命」にあることが示唆されているものと理解する。

そして、ここで と とはほぼ同じことであるが、あえて相対的に区別すれば、では「財界」自体において「企業の機能・役割」について「背馳する2つの考え方」があること、ではそれが「社会的責任」のあり方（「社会的責任観」）自体についても反映しており、今日的にいうなら「CSR 自体」に「一方」と「他方」との「両極」、換言すれば相反する2つのものとしての対立物が同時に存すること（「対立物の統一」）を示している。さらに、では、その相反する2つのものとしての対立物が、それを取り巻く環境条件の変動によって「一方から他方へ、他方から一方へと動揺する宿命」すなわち対立物の間で相互に「行きつ戻りつ」する宿命的＝必然的な関係にあること（「対立物の相互浸透」から「対立物の闘争」へ）を意味するものとして理解することができよう。そして、それはまさに「矛盾」の関係にあることを意味するものとして捉え直すことができるのである。馬場氏自身はここでの説明において「矛盾」という表現を用いてはいないが、認識論的にはそのように捉え直すことが可能といえよう⁽⁹⁾。

既述の岡崎氏の論述においても、馬場氏の論述・認識とはややニュアンスを異にはするものの、財界の一代表組織としての経済同友会の認識における「市場性」と「社会性」という、相対的に対置される2つのもの（その意味でやはり、相対立する2つのもの）の関係としての「対立物の統一」の局面と「対立物の相互浸透」さらには「対立物の闘争」の局面 その全体が「対立物の統一と闘争」を窺うことができよう。すなわち、「対立物の統一」の局面としては、1980年代までの、「市場原理（市場主義）」に留まらぬ何らかの「社会性」の必要性すなわち「両極」の「並存」の必要性である。そして、「対立物の相互浸透」と「闘争」としての「一方から他方への動揺」の局面としては1990年代の「市場性」の強調、「市場主義」徹底により「社会性」が達成されるという認識への移行であり、「他方から一方への動揺」の局面としては2000年以降の「逆に市場に「社会性」を組み込むことによって両者を一致させるという考え方」への移行である。岡崎氏の論述においては、馬場氏の論述から窺える「矛盾」の展開が、より長期にわたる期間について確認できるともいえよう。

・ CSR 成立および企業不祥事発生の根拠と矛盾構造

1. CSR の成立根拠としての「生産の社会的性格」

ところで、CSR すなわち「企業の社会的責任」とは、そもそも何を根拠にして成立しうるものであるのか。ここで問題となる「企業」とは、基本的に資本主義経済社会における企業すなわち資本主義企業である。それは、いわゆる単純商品生産または小商品生産（農民や手工業生産者のように自分と家族の労働を基礎とした商品生産）段階にあるものではなく、生産の社会化（資本

主義のもとで生産手段が資本家 企業のもとに集中され、それに雇用された多数の労働者の共同により生産が行われるようになること 労働の社会化 を中心とし、社会的分業の発展に伴う商品流通の地方市場から全国・世界市場への範囲拡大、生産諸部門間の相互関連の緊密化などを含む)を基礎とした資本主義的商品生産段階にあるものである。それは人類の生存に不可欠な社会的生産(自給自足生産とは異なり、社会的分業を前提とした社会的に有用な生産 生産の社会的性格の側面)が、資本主義という特殊な歴史的段階で生産手段(財産)の私的所有制度(私的性格の側面)に基づく資本主義的生産関係に規定されて私的企業による生産として具現する際の「担い手」といえる(なお、ここでは「生産」と表現しているが、社会的生産という場合には流通を含む基本的な経済活動の総体を含意するものとして用いている)。それは、人類の存続に必要な普遍的・超歴史(歴史貫通)的側面としての社会的生産(生産の社会的性格)が、特殊的・歴史的には私的企業による生産手段の私的所有のもとでの生産(生産物取得=所有の私的性格)の形態を採ってあらわれるものである。それは、資本主義段階での具体的存在としては私的性格を主要な、すなわち規定的・支配的側面とするものであるが、本来社会的生産を担うものであるところから、この社会的性格の側面を抜きにしては存立しえないものでもある。すなわち内容としての社会的生産を抜きにして、形態(形式)としての資本主義的生産関係 資本主義的・私的企業は存立しえないのである。

そして、この両側面は、互いに対立するものでありながら、同時に互いの存在を前提とせずにはいずれもが存立しえないものであり、そこに「対立物の統一」としての矛盾の局面がある。具体的にいえば、私的企業による生産であっても何をどれほど生産するかは経済的・実質的・客観的には当該企業のまったく自由というわけではなく、それが社会的に有用な商品の生産であり、かつ基本的に需要の質量に対応することを不可欠とする一方、その社会的生産自体、私的企業としての利潤動機・目的への基本的合致が見込まれなければ、いかに社会的に有用な生産であってもそれを担う企業は基本的にはありえず、成立のしようがないからである。社会的に有用な生産であってはじめて私的企業の利潤動機・目的を満たしうる一方、私的企業としての利潤動機・目的に適わなければいかに社会的に有用な生産であってもその担い手は基本的に出現しないのである。そして、社会的需要の高まりに対応して社会的性格(社会的利益)の側面を強くしようとすればするほど、直接的には私的性格(私的利益)の側面の抑制(規制強化等)を随伴することになる一方、私的性格(私的利益)を優先する立場からは社会的性格(社会的利益)の側面からくる抑制の緩和(規制緩和等)を追求することにならざるをえない。かくして、この両側面は「対立物の統一」にとどまらず「対立物の闘争」の局面をも必然的に随伴し、そこでは「一方から他方へ、他方から一方へ」の「せめぎあい」すなわち「対立物の相互浸透」が展開する。その意味において両者はまさしく矛盾⁽¹⁰⁾なのである。

この両側面のうち、社会的性格の側面が「社会的責任(CSR)」成立の根拠であり、私的性格の側面が「私的利益優先」に起因する企業不祥事発生の根拠であることはいうまでもない。

2. 企業不祥事の発生根拠としての「所有（取得）の私的性格」と「私的利益優先」

ところで、「企業不祥事」の発生根拠として「所有（取得）の私的性格」に基づく「私的利益優先」を挙げる場合には、その意味をもう少し明確にしておく必要がある。すでに「資本主義企業」という「前提」を明記したので基本的には明らかであろうが、単に「私的利益」というだけでは、いわゆる非営利組織のうち公共のもの（パブリック・セクター）でなく民間非営利組織（プライベート・セクター）において収支計算上「利益」が生ずる場合についても「私的利益」として捉えられ、議論が錯綜する恐れなしとしないからである。その意味で、ここで非営利組織における「非営利性」の概念を簡潔に再確認し、それとの対比において営利組織としての資本主義企業における「私的利益」およびその「優先」の基本的意味を明確にしておきたい。

ごく簡潔には、「非営利性とは構成員に利益を分配しないこと」とされ、非営利組織において重視される「公益性」については、端的には「不特定多数のもの利益」とされる（杉山 [2000] p.867）。これに対して「『営利』とは、『利益』（ここでは一足立 原理的には、収益および利得から費用および損失を控除した額をいう）の獲得を追求し、その結果獲得した利益を出資者に配当、残余財産の分配等の形で配分することをいうとするのが、現在の法学上の定説であり、会計学においてもこの説が採られている……したがって、単に、『利益』を追求し、獲得するだけでは、『営利』の要件は成立しない。獲得した利益を配分すること、したがって配分を受ける出資者が存在すること、出資者との間に『持分』関係が存在していることが要件となる」（若林茂信 [2002] p.14）とされる。また、米国の財務会計基準審議会（FASB：Financial Accounting Standard Board）は「非営利組織の本質について、提供した資源に比例した見返りを期待しない資源提供者から相当額の資源を受領すること、利益を得て財貨またはサービスを提供すること以外に主たる活動目的があること、売却や譲渡可能な所有主権益が存在しないこと、または当該組織体の清算に際して資源の残余分配を得る権利を伴う明確な所有主権益が存在しないことを挙げている」（古庄 [2002] p.118. 杉山 [2002] p.178 参照）。

以上に照らせば、営利組織としての資本主義企業（代表的には株式会社）では、配当または残余財産分配等を得る権利としての所有主権益（株主持分ないし所有者持分）⁽¹¹⁾をもつ出資者（株主）に対して獲得した利益を分配することが究極の目的ということになる。ここで、所有主（者）としての株主は基本的には特定の個人であり私人である。いわゆる機関投資家も最終的には個人株主（個人投資家）すなわち私人の集団とみなせるからである（個人・私人でない株主として政府・自治体など公共団体が株主である場合を挙げうるが、それはもちろん例外的なものといえる）。したがって、株主がいかに多数になろうとも、本質的に「特定個人・私人」としての株主に対して利益を分配することには変わりはなく、あくまでも「私的な所有主権益」のための「私的な利益」の獲得と配分を究極の目的とする「私的性格の存在」ということになるのである⁽¹²⁾。

そのことはまた、非営利組織においてはその活動目的の多様性に照らして活動成果・業績指標が多様で、いずれの組織にも共通の単一的・包括的業績指標というものはとくに確定されず、いわゆる利益はむしろ事業・活動の継続・発展を支える手段として従属的に位置づけられるのに対

して、営利組織としての資本主義企業においては、利益が基本的にいずれの組織にも共通する、事実上唯一の包括的業績指標として位置づけられることにもつながるものとなる。そして、それゆえにこそ、最大限利益の追求・獲得が最高の目的として位置づけられ、その他の側面・要素等（生産の社会的性格の側面に発するものを含め）は最大限利益の追求・獲得のための条件・要件として基本的に従属的な位置に置かれざるをえないこととなるのである⁽¹³⁾。「社会的責任経営」の今日的意義・重要性を高らかに謳いあげた経済同友会の『第15回企業白書「市場の進化」と社会的責任経営—企業の信頼構築と持続的な価値創造に向けて—』においても、「CSRが『良い』ことは誰もが認識していることであるが、具体的な利益に結びつくというインセンティブがなければ、その取組みはなかなか進展していかない」（経済同友会 [2003] p.38）⁽¹⁴⁾といわれる所以である。

私的営利組織としては本質的に「最大限利益の追求・獲得」が最高の目的として位置づけられ、その他の側面・課題等は基本的にすべてその目的追求・達成のための要件として従属的に位置づけられるなら、「CSR推進」を含め社会的性格（社会的利益）の側面が後退することになるのは必然である。そのことがただちに「企業不祥事」を必ず随伴するとは限らないが、少なくともその発生の最大の「根拠」であることは否定しがたいであろう。最大限の私的利益追求が「企業不祥事」をいかなる場合にも必然化するものではないとしても、私的営利組織としての行為において最大限の私的利益追求を目的・狙いとし「企業不祥事」は事実上、例をみないといえるからである⁽¹⁵⁾。

・ 結び — 矛盾構造とその展開 —

以上に論じた「矛盾構造」について、ここで再度要約しておくとともに、その「あらわれ方」および「矛盾の展開」についても若干ふれておきたい。

人類の存続に不可欠な生産（流通を含む広義の生産）は、社会的分業と生産手段の私的所有を基礎とする資本主義的商品生産段階で、家族労働などを基礎とした自給自足生産とは異なり、労働の社会化を中心とする社会的な生産としての性格（社会的性格）を顕著にするが、その成果としての生産物は生産手段の私的所有の当然の帰結として依然としてすべて私的に取得（所有）され、いわゆる資本家にとっての利潤（個別企業的には利益）をもたらす。しかし、このように私的利益目的のための生産ではあっても、それが実際に利益を実現するためには社会的に有用な生産（物）であることが前提とならざるをえない。すなわち、私的性格の側面であってもそれは社会的な性格の側面を前提としてはじめて現実性をもつ。逆に、資本主義社会においては、社会的にいかにも有用な生産であっても、それが資本家あるいは個別企業に利益をもたらすものでなければ、その実際の担い手は出現しない。すなわち、社会的な性格の側面も私的性格の側面を前提としてはじめて成立しうるわけである。このような意味で、生産の社会的性格と所有（取得）の私的性格とは、相対立するものでありながら相互に前提しあい、一面では調和（＝統一）しつつ、

他面では対立を熾烈化（＝闘争）する関係にあるわけであり、まさしく矛盾なのである。個別資本（個別企業）における社会的側面（社会的性格）と私的側面（私的性格）との対立は社会的総資本におけるこのような社会的性格と私的性格との対立の個別資本レベルでの反映・具現化といえるが、このような意味で、「生産の社会的性格」を根拠とする「CSR推進」と「所有の私的性格」を根拠とする「企業不祥事」とは個別資本レベルにおけるこの矛盾の反映・具現化として「同時並行」あるいは「両立」しうるのであり、資本主義企業において構造的に必然的なものである⁽¹⁶⁾。

なお、今後の研究課題として、単に矛盾構造の存在を指摘するにとどまらず、CSRをより現実化させ企業不祥事の発生を抑制するには何が必要なのかという点についての基本的見地を提示することが求められよう。この点についても詳述は別の機会に譲らざるをえないが、基本的な視点のみここで提示しておきたい。

この問題についてはすでに冒頭で、この矛盾における「いずれの面が『より主要な面』として現象するかは、この矛盾の展開としての両者（両面）の『統一と闘争』をどのように展開させるかにかかっている」と述べた。この場合の「矛盾」については、個別資本（個別企業）の内部における矛盾（内在的矛盾：内的矛盾）と、個別資本の外部にかかわる矛盾（外在的矛盾：外的矛盾）とに区分し、それぞれについて明確にするとともに、2つの矛盾の関係について解明することが必要になる。ごく基本的かつ簡潔に言えば、筆者は内的矛盾については個別資本内における労資関係（労資間の矛盾）にその展開の基軸を、また外的矛盾については個別資本（個別企業）とその外部利害関係者（ここでは、地域住民 多国籍企業の場合の海外地域住民を含む、消費者、NPO、自治体、政府等）との間の「せめぎあい」（矛盾）にその展開の基軸をみるとともに⁽¹⁷⁾、内外の矛盾間の関係性把握については「外因は内因を通じて作用する」という視点を基本に据えるべきと認識している。ここで、内的矛盾の展開において、いわゆる「ステークホルダー」の筆頭にしばしば挙げられる株主や債権者をとくに想定していないのは、それらがまさに本質的には「私的利益」 私的性格の側面を代表する存在であるとみる筆者の見地による⁽¹⁸⁾。

「会社は誰のものか」が基本問題となるコーポレート・ガバナンス論（しばしばCSR論にもかかわらせて論じられる）においては、いわば「経営者の専制」に対する「株主主権」が重要テーマの1つである。しかし、CSR論として上記の「矛盾の展開」を検討する場合には、社会的性格の側面と私的性格の側面との間の「統一と闘争」が問題であり、社会発展の基本的方向性（社会的性格の強化）に照らせば、この「統一と闘争」の過程において株主・債権者は私的性格の面の維持・強化（「対立の統一」の現状維持＝私的性格面優先の現状維持）を基本的利益とするからである。これに対して労働者はこのような私的性格面の維持・強化ではなく、むしろその抑制、したがってまた社会的性格面の強化に主たる基本的利益を享受する存在とみるからである。また、外的矛盾の展開は、個別資本、さらに基本的には社会的総資本に対する地域住民・消費者あるいはNPO等の様々な要求と運動およびこれらを反映する自治体・政府等による法的規制のあり方と、これに対する個別資本（広くは社会的総資本）の側からの「企業の自主性・主体性重

視 規制緩和」優先の取組み（政治への関与含む）との間の「せめぎあい」として現象することになる⁽¹⁹⁾。そして、CSRをより現実化させ企業不祥事を抑制するためには、内的矛盾および外的矛盾のいずれにおいても、社会的性格面の強化を主とする方向への展開が不可欠となるのである。

注

(1) 以下、それぞれポイントを紹介し、筆者の簡潔なコメントを示す。

1 奥村 [2004] では、「制度としての会社の歴史」(p.5) すなわち「営利を目的とした」会社のなかで「いま日本で圧倒的な力を持っている……株式会社……中でも大企業＝巨大株式会社」の歴史が取り上げられている (p.7)。そこでは、「一方で株式会社の原理を否定し、それに反することをしながら、他方で株式会社のメリットをフルに追求する」ことにより「日本の大企業は大きくなったが、同時に株式会社としての矛盾を他の国に先駆けて露呈することになった。それは日本型企業システムの矛盾のあらわれであるとともに、世界的な巨大株式会社の矛盾を先取りしたものである」という (p.16)。

ここで「株式会社の原理を否定し……」とは、株主総会形骸化による、株主主権という近代株式会社の原理の否定、会社による安定株主工作は経営者が株主を選ぶということで、株主が経営者を選ぶという株主主権の否定、会社同士が相互に株を持ち合うことは互いに資本を食い合うことを意味し、資本充実という株式会社の原理の否定、自分自身では株式を所有していない経営者が会社所有の株式の議決権行使により相手会社を支配することによる、個人株主の会社支配からの排除などである (pp.252-253)。

また、「株式会社のメリットをフルに追求する」とは、安定株主工作によって市場から浮動株を吸い上げることで株価を上昇させ、その高い株価で時価発行増資をし、また転換社債や新株引受権付き社債（ワラント債）を大量発行する一方、土地の大量取得によって地価を上昇させ含み資産を膨らませるとともに、その含み資産によってさらに株価を上昇させ、さらに高株価で株式や転換社債、新株引受権付き社債を発行し、それによって得た資金でさらに土地や株式を買うといったことである (p.15)。こうした矛盾が、本書で取り上げられた「日本の大企業をめぐるさまざまな事件にあらわれている」(p.16) という。

しかし、本書での問題認識は小論の「結び」でも簡潔にふれるいわゆるコーポレート・ガバナンスのあり方にかかわるものとみられ、「事件」すなわち「企業不祥事」問題を取り上げてはいるものの、それを直接にCSR問題との関連、とりわけ筆者が問題にするそれらの「同時並行・両立性」に焦点を定めたものではない。また、多分に日本の大企業＝巨大株式会社における「事件」に焦点を定めたもので、いわば「事件」ないし企業不祥事の日本の特質・特徴を解明したものではあっても、資本主義企業の本質的特徴、その矛盾的構造にまで立ち入って「企業不祥事一般」の基本的・根本的原因を掘り下げたものとは言いがたい。

2 國廣・五味 [2005] では、「なぜ、企業は不祥事を起こし、危機に陥るのか。なぜ、いつまでたっても企業不祥事はなくならないのか」を問題とし、その解明には「まず、日本社会に根深く残っている『企業に危機をもたらす社会的要因』を検討しなければならない」として、「日本的風土としてのタテマエ論、現状認識の欠如、リスク管理という発想の欠如」を挙げている (p.10)。

そして、については、「『例外的な企業』ではないどころか『典型的な日本企業』」でコンプライアンス・マニュアルももっていた三菱自動車株式会社の長年にわたるリコール隠し問題や、「大手顧客（大手企業）への損失補填」や「総会屋への利益供与」などで謝罪広告を出し役員辞任も経験していた山一證券株式会社の「飛ばし」や「簿外債務」問題を事例として挙げつつ、「なぜ同じ会社で不祥事は繰り返されるのか。どうして企業は失敗から学ぶことができないのだろうか。それは、社会のルール

(法律)を単なるタテマエと考えるだけで、「社会のルール」と「カイシャのルール」を機に応じて使い分ける日本企業独特の風土に原因がある」とする (p.21)。しかし、これは「日本企業独特の風土に原因」を求めているように、企業不祥事一般というより多分にその「日本の特徴」を指摘したものにすぎない。企業不祥事はエンロン、ワールドコムなどを挙げるまでもなく、先進資本主義国を筆頭に世界中で見られる現象だからである (奥村 [2004] p.266 参照)。については、「国際化による日本社会の変容」を挙げ、「行政による不透明な事前規制の世界から、透明性のあるルール (法律) に基づいた自由競争の世界への変化。この流れは逆らうことの出来ない奔流である。にもかかわらず、多くの日本企業は、日本社会のこの変化に気づいていないか、頭ではわかっているが体がついてこない。つまり、これまでの行動パターンから抜け出せない企業が不祥事を引き起こす」とする (pp.25, 27)。しかし、これもと同様、企業不祥事の「日本的」原因にすぎない。については、「日本企業が深刻な危機に陥る場合を見ると、次のような典型的なパターンがある。それは、リスク分析が行われないままに重大な決定がされるということ。つまり『リスク管理』という発想の欠如である」という (p.39)。これもやはり「日本企業」についての指摘であり、既述のように資本主義企業の本質の特徴、その矛盾的構造にまで立ち入って企業不祥事一般の基本的・根本的原因を掘り下げたものではない。

- 3 ミッチェル (斎藤裕一訳) [2005] では、「本書の論旨」として、「端的に言えば、アメリカ企業の最大の問題点 すなわち『無責任性』の主因 は、短期的な株価最大化への傾倒にある。……問題の根本は、企業構造そのものにある。アメリカ企業は法的に、経営者を短期的な業績達成へ走らせる構造になっている。つまり、経営者に対し、責任と道徳観をもって行動する自由を制限している。その結果が、不道徳な企業行動なのである。そうした行動は、誰にとっても最善の利益に資さない。とりわけ企業の法的構造の外側にいる集団、つまり株主と経営者以外のすべての人々に、破壊的な影響を及ぼしている」と述べ、「企業の目的は株主価値 平たく言えば株価 を最大化させることにあり、という考え方……は長期的には私たちを滅ぼすことになる価値観」であり、「短期指向の経営は無責任な経営なのである」とする。そして、問題解決への「私の所論」として、「責任ある企業経営と持続的繁栄には長期的経営と長期的投資が必要である…… 私たちは、企業経営者が株価の操作ではなく、ビジネスそのものに専念できるようにしなければならない。しかし、私の所論で注目されるべきは、これまでアメリカ企業の法的・財務的構造が、長期的経営に大きな不利をもたらし、短期的経営に強い競争優位を与えてきた、という視点である。この構造が、株主利益の最大化という命題に収斂している。もし私たちが、責任ある企業行動と持続可能な繁栄を望むのであれば、まずこの法的・財務的構造と株主価値の重視を考え直す必要がある」と述べている (「はじめに」 pp.5-7, 9)。

CSR 問題との関連において長期的視点に立つ経営が収益性の面からも重要であることについては筆者も別の機会に詳述しており (足立 [2002] pp.54-58)、共感するところであるが、本書の問題認識は多分に「アメリカ的特質」に傾倒しており、上記2点同様、筆者が問題にする資本主義企業の本質の特徴、その矛盾的構造にまで立ち入って企業不祥事一般の基本的・根本的原因を掘り下げたものではないといえる。

- (2) それについては、既に足立 [1997] pp.74-76 でも基本的に提示したので参照されたい。なお、「企業の社会的責任」の概念について筆者はそこで次のように述べた。

『生産の社会的性格』をその根拠とみる視点からするならば、人類存続に必要な・不可欠な社会的生産 (流通およびいわゆる再生産、したがってまた生産諸条件としての労働力および生産手段・労働手段・労働対象の再生産を含む) 推進の具体的内容として、“良質・安価な製品・商品を消費者に提供し、社会的生産の担い手 (再生産の具体的条件) としての労働者の雇用安定・生活向上および「協力企業」としての下請・中小企業の経営安定に資するとともに、具体的生産の場としての地域社会 (海外進出先を含む) の安定的発展と地球環境・資源の安定的存続 (いわゆる“持続可能な開発”) を確保すること等”

をその基本に置くべきであろう。と同時に、社会的責任の概念（対象領域・範囲ないし内容等）は固定的なものではなく、歴史的・社会的諸関係の変化・発展に応じてそれ自体変化・発展するものであることに留意せねばならない。したがって、上述のような当面の「社会的責任」の領域・範囲・内容も、今日の歴史的時点での相対的な規定であることを認識しておくべきであろう。」（足立 [1997] p.76）

この基本的視点は現在も変わらないが、それに対置される「企業不祥事」の概念を明確にするうえで、さらに具体的な規定に「落とし込む」必要があろう。その点では、菅原貴与志氏の次の指摘が参考になる。

「そもそも会社は、その事業活動を通じて、株主・投資家、従業員、顧客・消費者、取引先競争事業者、主務官庁・税務署等の公共団体、地域社会等々、会社を取り巻くさまざまな関係者と法律関係・利害関係を持つに至る。そして、これらステークホルダーとの関係には、会社が遵守すべき法令やルールがある。株主・投資家との関係では会社法・証券取引法の遵守が、従業員との関係では労働法の遵守が、顧客・消費者との関係では消費者保護法制の遵守が、取引先や競争事業者との関係では民商法・競争法（独占禁止法・景品表示法・不正競争防止法）・知的財産法の遵守が、公共団体・地域社会との関係では各種事業法・税法・環境法の遵守が、それぞれ問題となる。現代企業に求められる社会的責任とは、各利害関係者との関係をこれまで以上に大切にし、具体的かつ実効性のある配慮行動を取ることを意味する。これらの利害関係者に対する関連法令の遵守を誓約することが求められている」（菅原 [2005] p.141-142）。

これに照らせば、「企業不祥事」とは少なくとも「企業の社会的責任」にかかわるこれら具体的諸法令に違反する行為と規定することができよう。なお、辞典における項目として「企業不祥事」が取り上げられることは少ないが、一例として『会計学中辞典』（青木書店）における「企業の不祥事」では、「企業が法令・規則、倫理、社会規範から逸脱して行う反社会的な行為を一般に企業の不祥事とよぶ。企業の不祥事はさまざまな分野に及んでおり、政治家や公務員に対する贈収賄、欠陥製品・商品による消費者被害、市場のルールを無視した不正取引、総会屋・暴力団への利益供与、労働者に対する権利侵害、粉飾決算などの不正経理、脱税など枚挙にいとまがない」と説明されている（小田 [2005] p.113）。ここで、「倫理、社会規範から逸脱して行う反社会的行為を一般に企業の不祥事とよぶ」こと自体は、一般的説明としてはとくに問題ではないが、「倫理、社会規範」についての客観的かつ具体的な共通認識が社会的に成立しているかどうかによって個別的な具体的諸行為が企業不祥事に相当するか否かがあらためて問われることになる。

また、わが国の経済界が CSR に含まれる事柄をどのように認識しているかについては、経済同友会が 2002 年 11 月に同会会員所属企業の代表者（社長等各社より会員 1 名）および東京証券取引所 1・2 部上場企業代表者（社長）計 2,468 名に対して行い 643 名（回収率 26.1%）から回答を得たアンケート調査（はいくつでも）が参考になる。それによれば、回答割合の高い順では第 1 に「よりよい商品・サービスを提供すること」（93.1%）、第 2 に「法令を遵守し、倫理的行動をとること」（81.4%）、第 3 に「収益をあげ、税金を納めること」（74.9%）、第 4 に「株主やオーナーに配当すること」（67.6%）、第 5 に「地球環境の保護に貢献すること」（61.9%）、第 6 に「新たな技術や知識を生み出すこと」（52.1%）、第 6 に「貴社が所在する地域社会の発展に寄与すること」（51.6%）、第 7 に「雇用を創出すること」（48.0%）、第 8 に「人体に有害な商品・サービスを提供しないこと」（45.4%）、第 9 に「人権を尊重・保護すること」（32.3%）、第 10 に「フィランソロピーやメセナ活動を通じて、社会に貢献すること」（21.8%）、第 11 に「世界各地の貧困や紛争の解決に貢献すること」（3.6%）であったとされる（経済同友会 [2003] p.172.）。

ちなみに、わが国で最も国際通のビジネスマンの一人として評価の高かった盛田昭夫氏（ソニー会長・当時）は「企業の社会的責任」という表現ではないが、「日本の経営」のありようが欧米から厳しく批

判されていたことに關連して、労働時間・給与水準・労働分配率、株式配当性向、地域社会への貢献としての寄付額の対税引前利益比などについて日本と欧米との格差（日本の低さ）を具体的数値で提示し、取引先との関係については欧米での対等の関係に対し日本では長期継続的取引に伴う安定性の一方で納期・納入価格等の面でのセットメーカーの有利性を指摘したうえで、「豊かな日本を創るために何をしたらよいか」の「まず最初のステップ」として次の6点を提示している。「1）生活に豊かさゆとりが得られるように、十分な休暇をとり、労働時間を短縮できるよう配慮すべきではないか？ 旧西ドイツ・フランス並みへの速やかな移行は現実的ではないにしても、アメリカ並みのレベルを目標としてみてはどうか。2）現在の給与は、企業の運営を担うすべての人達が真の豊かさを実感できるレベルにあるのか。貢献している人々がその働きに応じて十分に報われるシステムになっているか？ 3）欧米並みの配当性向を確保すべきではないか？ 4）資材・部品の購入価格、納期の面で、取引先に不満を持たせているようなことはないか？ 5）企業および個人が社会やコミュニティーの一員であることを認識し、積極的な社会貢献に努めるべきではないか？ コミュニティーの抱える諸問題を、企業が共に分かち合う覚悟を持つべきではないか？ 6）環境保護および省資源対策に充分配慮しているか？ 環境、資源、エネルギーは人類共通の財産であることを強く認識すべきではないか。」（盛田 [1992] pp.100-102.）

なお、経済同友会の上記アンケート調査における「貴社の『社会的責任（CSR）』に関する取り組みはどの段階にありますか。（印は1つ）」との問いに対しては、「よくわからない」が0.9%、「ほとんど取り組んでいない」が3.3%、「法令で定められている事項、社会から要請された事項について、取り組んでいる」が59.0%、「法令や社会から求められていないことも、積極的に取り組んでいる」が29.0%、「CSRを企業戦略の中核に位置付け、利益に結び付ける戦略を立案・実行している」が7.7%であった。他方、「昨今の企業不祥事について」の調査で「貴社では、現在こうした不正行為が発生していないと言えますか。（印は1つ）」との問いに対して、「自信をもって『不正行為はない』と言える」が44.1%、「『不正行為はない』と確信しているが、正直なところ不安はある」が52.0%、「『不正行為はない』と言える自信はない」が2.7%、「何らかの不正行為はあると思う」が1.2%で、規模の大きな企業で「ないと確信しているが、正直なところ不安はある」の割合が高くなる傾向にあった（経済同友会 [2003] pp.158-159, 165, 176）。

本稿末尾でも若干ふれるように、CSR（企業の社会的責任）とは何かについての経済同友会アンケート結果や盛田氏の見地と筆者のそれとは、「株主やオーナーに配当すること」、また「（そのために）収益をあげること」などについてはやや認識を異にするが、それ以外の点では概ね共通しているといえる。なお、「企業の社会的責任」と「CSR」とは、基本的には日本語と英語での表現形式上の相違にすぎず実質的に同じ概念として用いられているが、近年「たまたま欧州を中心にCSRという言葉がもてはやされ、その呼び方が新しいから注目されているという面はある」（小林（談） [2003] p.32）といわれる。他方、岩井克人氏はCSRについて、「それは文字通り、『会社（CORPORATION）』の社会的責任のことであって、『企業』の社会的責任のことでない……。ここでも、法人企業としての会社とたんなる企業との区別が、本質的な意味を持つ」（岩井 [2005] p.91）として、「会社の社会的責任」と「企業の社会的責任」との明確な区別を重視している。同じく奥村 宏氏も、「英語のコーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ（CSR）を翻訳して『企業の社会的責任』というが、これは正しくは『株式会社の社会的責任』とすべきである。コーポレーションは株式会社のことであり、企業一般ではない。企業のなかには個人企業もあれば国有企業もあるし、非営利のNPOもあるが、それらの社会的責任のことを問題にしているのではない」（奥村 [2006] pp.159-160）と述べている。

CSRの翻訳としては「会社の社会的責任」がより適切であろうとの認識に特段の異論はなく、また「会社」と「企業」についての区別は、とくに法理論の見地からは重要なものと思われる。しかし、筆

者はここでは、角瀬保雄氏が指摘しているように基本的に「企業は社会的分業の一定の発展段階における労働の組織形態」とみる見地から、「法人とは、本来的に社会的な存在である」（岩井 [2005] p.92）こととはひとまず別に、「企業」もまた、資本主義のもとで個別資本として私的な資本の運動体であるとともに労働の社会的分業の組織として社会的性格をもつという「二重性」をもつ存在であり（角瀬 [2005] pp.14-15）、それゆえに社会的責任を問われる存在であることから、「企業の社会的責任」という用語・表現にとくに問題があるとは考えていない。CSR や企業不祥事が取り沙汰される主たる対象が現実問題として株式会社であることは事実であるが、株式会社以外の企業形態についてはその社会的責任が問題にはならないというわけではない。CSR という用語を前提にしてその翻訳の是非をどう考えるかという問題と、社会的責任論のそもそもの主題が株式会社のそれだけなのかそれとも（企業形態はともあれ）企業一般のそれなのかという問題とは、自ずから別であろう。

このほか、CSR について「わが国では『企業の社会的責任』と訳されるが、『責任』という点に違和感があるという意見も聞かれる。CSR は、ステークホルダー間のバランスをとるという点に着目し、企業 (Corporate) とステークホルダー (Stakeholder) の間の関係 (Relation) 構築と考え、企業とステークホルダーが一体的に取り組み、これを育てていくことが重要である」とする理解もある（遠山 [2004] p.126）。

- (3) 「座談会 CED 見解の評価と日米の比較」における山下静一氏（経済同友会専務理事・当時）の発言。
- (4) 他に、磯道 真・安部俊廣・谷川 博・坂田亮太郎 [2005] のとくに pp.40-41 も参照。ちなみに、著名企業の 2003 年における CSR 関連組織・部署等の設置例として、ソニーの環境・CSR 戦略室、東芝の CSR 本部、日本製粉の CSR 委員会、日本ユニパックホールディングの CSR 室、松下電器産業の CSR 担当室、ユニ・チャームの CSR 部、リコーの CSR 室その他が挙げられている（田中太郎・宮坂賢一 [2003] p.25）。
- (5) なお、同社の「行動規範」（「NEC（行動規範）」1997 年）の一部については日本弁護士連合会編 [2003] pp.19-20 参照。
- (6) ちなみに、日本電気における最近の CSR への取組みの一例である「『NEC 学生 NPO 起業塾』事業」については、パートナーシップ・サポートセンター/岸田真代編著 [2005] pp.144-158 参照。なお、当該部分執筆者の杉田教夫氏によれば「NEC は社会貢献活動を非常に積極に行っている企業としてその名を知られています」という（p.145）。
- (7) ちなみに、「両極」の一方の根拠となる「企業不祥事」の米国における 2000 年以降の発生状況についてヤングは約 30 件の事例を挙げており、そこには近年「有名な」エンロン、タイコ、ワールドコムのほかゼロックス、クレディ・スイス・ファースト・ボストン、メリル・リンチ、フォード、シティ・グループ、タイムワナー、ブリストル・マイヤーズその他の著名企業が含まれている。ヤング（経済人コー円卓会議日本委員会・原不二子監訳）[2005] pp.61-64。
- (8) なお、馬場氏の論述では、経済同友会の見解と経団連・東京商工会議所の見解とが「混同」されるようにもみえるが、氏自身は「経団連および東京商工会議所の意見書はともに会社法改正にかかわるきわめて具体的な局面での意見であるので、経済同友会の一般的な提言とは色彩を異にしたものとならざるをえなかったであろうことは十分理解できる。しかしそれだけに、『総論』で恰好よい見解が出て、『各論』ではかえって本音が出てしまった、という感がしないでもない」としている（p.273）。ここでも、「総論」における「建前」と「各論」における「本音」という対立物が「財界」における「企業の機能・役割認識ないし社会的責任観」において並存することが示唆されているといえる。
- (9) ちなみに、1986 年の初会合以来、CSR 問題について積極的に発言・提言している国際的なビジネス・リーダーたちの組織「経済人コー円卓会議」（Caux Round Table : CRT）のグローバル・エグゼクティブ・ディレクターであるヤングは次のように述べている。「マーガレット・J・ウィートリーが指摘する

ように、『2つのものが別々のものであるように考えて、2つのうちのどちらかを選ぶ必要は全くない。重要なのは、2つ、あるいはそれ以上の要素から生み出される関係そのものだ』。同様に、人間のレベルでは、徳と自己利益はともに、1つの同じ行動のなかに内在することができる。人間の潜在的な心情である、自己利益を抑制する徳か、徳から逸脱した自己利益か、そのいずれが優勢になるかは、当事者を取り巻くエネルギーの場、さらにそのときの問題の性格次第である。ある行為が、純粋な徳であるか、あるいは愚鈍な自己利益からのいずれかだという言い方は、知性の貧困を表すものであり、ただ2つの両極端なものを概念化し、『全体に配慮した自己利益』という言葉で表現し得る徳と自己利益の重なり合う領域を無視するものである。ここでヤングが、いわゆる「啓発された自己利益」に代えて用いているトマス・レイドの「全体に配慮した自己利益」という言葉（概念）の妥当性についてはなお慎重な検討を要するものの、「自己利益を抑制する徳」と「徳から逸脱した自己利益」という「2つの両極端なもの」が「1つの同じ行動のなかに内在することができ……そのいずれが優勢になるかは、当事者を取り巻くエネルギーの場、さらにそのときの問題の性格次第である」という認識は傾聴に値するものといえる（ヤング 経済人コ－円卓会議日本委員会・原不二子監訳 [2005] pp.8, 10）。

(10) ここにいう「矛盾」の概念については、基本的に下記の指摘を念頭に置いている。

「抽象的な対立と現実の対立としての矛盾とは別のものである。……マルクスは『ヘーゲル法律哲学』のなかで、ヘーゲルが抽象的な対立と現実的な対立とを混同して、弁証法を調和の理論、現状擁護の理論に変えていることを批判しながら、現実的な対立（それはつねに矛盾である）を2つの抽象的な対立にたいして区別している。

その1つは男性と女性、北極と南極などの対立の場合で、この場合は、同じ1つの本質、1つの類のあいだの最高の区別であって、これらの対立は、たがいに引きあい補足しあうだけの対立である。

もう1つは、たとえば抽象的な唯物論が抽象的な唯心論と一致するように、両極端の一致の場合であって、これは現実の事物を抽象的にみることからうまれるのだ、としている。……マルクスは、これらにたいして、現実の対立について、『現実の両極は、相互に媒介されることはできない。なぜならそれらは、まさに現実的な両極であるからである。またそれらはなんらの媒介も必要しないものである。なぜならそれらは対立する本質だからである』といい、現実の対立は北極と南極、男性と女性といった同じ1つの本質、1つの類の中での対立とちがって、『極と非極であり、人類と非人類であろう』（マルクス・エンゲルス全集第1巻329-30頁）、とのべている。

……矛盾は、極と非極、人間と非人間という2つのちがった本質、ちがった類のあいだの関係であり、これは妥協も調和もありえないものであり、一方、抽象的な対立は、1つの本質、1つの類のあいだの最高の区別であり、このあいだには補足、反照の関係だけがある、というのである。これは、現実的な対立としての矛盾と抽象的な対立との区別を、根本的に示したものだといえよう。

現実の生きた全体は、たんに1つの統一をなしているだけではない。それだけではそれはたんに一面的なものにすぎない。そうした対立の統一そのものをめぐって、この対立の統一を維持しようとするものと、この対立の統一を否定し、破壊しようとするもの、古いものと新しいもの、このちがった2つの本質のものから成る両面的なものが生きたものである。したがってそれは動揺する不安なものであり、変化しうるものであり、生命あるものとなっている。

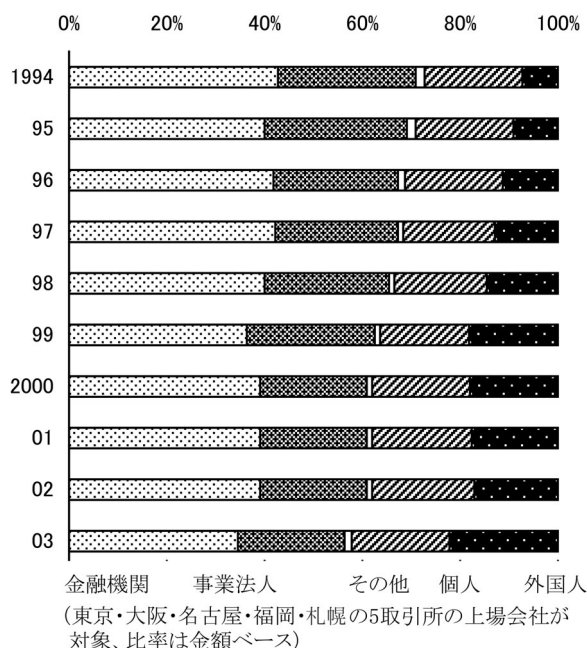
……人間はたんに一面的に人間的なものでなく、動物から進化したのものとして、四足的なものをなお多く残しており、内部にそれら2つのちがった本質のものの闘争のおこなわれているもの、矛盾である。これが真の現実の……生きた人間である。」（見田 [1963] pp.162-163）

また、島崎 隆 [1991] の「矛盾」概念の説明（pp.105-107）、および「矛盾」の理解に不可欠な本稿でも多用している「対立」「対立物の相互浸透」「対立物の統一と闘争」などの概念については、森 宏一編 [1995] 『哲学辞典 [新装版]』の説明（pp.293-294）を参照されたい。

なお、このように「矛盾」として捉える認識自体はすでに1970年代から提出されている。たとえば、中谷哲郎氏は「企業性（個別性）と社会性との矛盾」として、「商品生産が資本主義的商品生産に発展すると、社会的分業の深化とあいまって……個別企業の目的としての利潤追求性（profitability）＝個別企業性と、それを除く他のすべての要素の手段視となってあらわれる。すなわち、本来企業の社会性とは、社会の存続・発展のために個別企業が社会的分業の一環の機能を果たすという形で存在するのであるが、資本主義社会においては機能的に転倒して、個別企業の維持・発展のみが目的化される。このように企業の社会性は企業の個別性との矛盾のもとにとらえなければならない。この矛盾の最も現代的な現れは、いわゆる企業の社会的責任の問題とその手段の把握であり、それは公害問題に特徴的に示されている」と説明している（中谷 [1979 a] p.127）。より詳細には、中谷 [1975 a] および同 [1975 b] 参照。中谷氏のこれらの論文の改訂版を含む中谷哲郎・川端久夫・原田 実 編著 [1979] は、企業の社会的責任論に関する深い理論的考察・示唆に富む優れた貢献として留意されるべきものである。また最近では宮坂純一 [2003] が注目される。宮坂氏はそこで、「企業は『個別資本としての存在』と『社会的存在』の矛盾の統一体である」（p.11）、「『個別資本としての企業』と『社会的存在としての企業』の矛盾」（p.27）などと指摘されている。拙稿は、これらにみられる矛盾認識を参照しつつも、とくに今日の段階におけるCSR推進と企業不祥事続発の「同時並行・両立」現象という点に着目し、その構造的認識の深化を試みたものである。

- (11) 代表的な資本主義企業である株式会社では、株主という地位にあることに伴う権利（共益権と自益権）のうち、ここではとくに自益権としての利益配当請求権や残余財産請求権（岩井 [2003] pp.50-51 参照）。
- (12) 柴田武男氏は「同じ営利組織として制度化されている合名会社・合資会社・有限会社と株式会社との本質的な相違」として「出資証券（株式）が流動性を持ちうるということ、すなわち、取得や譲渡が容易に行えるということ」を挙げ、それに伴って「株式会社形式だけが不特定多数の者からの資金調達が

株主の分布（全国証券取引所調べ）



(出所) 『日本経済新聞 (第二部)』2005年3月31日付。

図表4 株主の分布

可能だという優れた特徴を指摘されている(柴田 [1994] pp.20-21)。その指摘自体には基本的に異論はないが、念のため、「不特定多数の者からの資金調達が可能」ということと、筆者がここで「営利組織としての資本主義企業(代表的には株式会社)」における株主が「特定個人・私人」としての多数者であるということとは論理的に矛盾するものではないことを指摘しておきたい。「不特定多数の者」が株主になれる点が株式会社の特徴であるが、株主になった者自体は多数者であるか否かを問わず「特定(多数)者」であるからである。なお、同書は「ブックレット」とはいえ資本主義企業の本質および企業の社会性について考えるうえで優れた文献であることも付記しておく。また、比較的最近の日本における上場企業の株主分布状況の推移は前掲の図表4のごとくであるが、最近、伸びが目立つのは海外の企業や機関投資家などの外国人株主でその保有比率は2003年度21.8%(前年比4.1%増、10年前と比べ13.7%増)となり、1970年の調査開始以来初めて事業法人に肩を並べた。また個人投資家も着実に存在感を高め、2003年度の保有比率は20.5%を占めた。対照的に金融機関と事業法人の保有比率は低下し、1994年度には合わせて7割を占めていたが、2003年度には計56.3%にまで低下したという(『日本経済新聞(第二部)』2005年3月31日付)。

- (13) その意味で、中谷哲郎氏らが強調された「社会的責任手段説」すなわち経営者は「職務責任を果たすために、その手段として『社会的責任』を考慮するという論理」(中谷 [1979b] p.95)、「(ジャコビーの一足立)企業目的を長期的な利潤の極大化に求め、そのための手段の1つとして社会的責任を捉え、実践行動への挺子として『啓発された利己心』をおくという論理」(中谷 [1979c] p.169)、「現実には、経営者は、資本主義の延命策として、社会的責任を利潤動機に奉仕させ=利潤獲得の手段化させているとみる……逆説的にいえば、長期的にみて利潤・増大が予測される限りにおいて、そして、その場合にのみ、企業は、その社会的責任を果そうとする……とみる」見地(田島 [1979] p.131)は論理的に精緻であるのみならず、問題の本質に最も迫る論理といえよう。かつての「企業の社会的責任論」に比して今日のCSR論では、CSRを企業の重要な経営戦略として位置づける点に特徴があるともいわれるが、そのことも「社会的責任手段説」の見地からは当然の展開として説明可能であろう。ただし、筆者は、CSRにはそのような「手段」「戦略」としての側面(いわば「CSR推進」自体の私的側面)が常に随伴すると同時に、生産の社会的性格の反映として客観的にも現実化・顕在化せざるをえない側面(いわば「CSR推進」自体の社会的側面)をも随伴するものとみており、その「傍証」の1つとして——1970年代にはなお基本的に見られなかった——いわゆる「社会的企業」の出現を挙げることができるのではないかと考えている(ここで、「非営利組織」についても同様の「傍証」としての位置づけが可能とする理解もあろうが、筆者は現時点ではあくまで、資本主義企業として本来は営利性を支配的・規定的性格とする企業のなかから今日の段階において「社会性」を主要な性格として打ち出す企業が出現しつつあることに留意している)。こうした視点から、「社会的責任手段説」の学問的意義を高く評価しつつも、その意義のみならず限界の検討が必要とみている。ちなみに、「企業とは何か」についてごく最近、重要な問題提起をされた角瀬保雄氏は、「CSRにも企業の生き残りのための戦略という面と、社会的存在として企業が果さなくてはならない社会的責任という面との二面性があるということ」を指摘し、労働組合が「この矛盾を正しく認識して、企業の主人公としてイニシアティブをとっていくことが求められる」としている(角瀬 [2005] p.163)。なお、「社会的企業」の概念・実態等についてはボルザガ/ドゥフルニ編(内山哲郎・石塚秀雄・柳沢敏勝訳) [2005] 参照。
- (14) ここにいう「具体的な利益」は必ずしも直接的な“金銭的”利益とは限らないとも解されようが、企業としての「具体的な利益」である以上、少なくとも最終的には経済的・財務的利益に結びつくものでなければ無意味であろう。
- (15) ここで、「企業不祥事」のうちとくに「総会屋への利益供与」や「会社資金の不正運用」等についてはしばしば、特定の役員・役職者の「個人的不祥事」がその主たる原因・内容になっている場合がある

点に若干付言しておきたい。このように「個人による不祥事」が明確な場合はただちに「企業不祥事」とはいいがたく、ここでの論述が妥当しないこともあるが、現実にはそうした「個人的不祥事」に伴う企業イメージの低下や管理・監督責任を含む責任追及を避けるために組織的な隠ぺい工作等が行われ、結局は組織的な不正・不祥事に発展するケースが多いことも事実である。それゆえ、個人不祥事と企業不祥事とはそれ自体としては峻別すべきであるが、実態的には連動しているケースが多いことに留意する必要がある。

- (16) ただし、資本主義企業がこの「CSR推進」と「企業不祥事」とを両立させる矛盾をもつからといって、基礎的・本質的な要素・契機としてこのような矛盾が存在するという事実と、その矛盾がいかなる歴史的段階でどのようなあらわれ方（具現化）をするかということとは、おのずから別の問題である。それは、生まれつきの赤ん坊と立派に成熟した大人とは生物学的意味での「ヒト」としては共通の本質的要素をもつ一方で、社会的存在として人格・役割等を中心に捉えた場合の「人間」としてのあらわれ方（具現化した様相）は明らかに異なるのと同じである。したがって、資本主義企業生成当初からこの矛盾は発生しているものの、それが「CSR推進」と「企業不祥事」という相対立するものの具現化として現象するのは、具現化それ自体を不可避・必然化する条件・環境が生成・成立した段階以降のこととなる。筆者はその意味で、この具現化・現象化以前の段階を「CSRの潜在的段階（潜在的展開過程）」、具現化・現象化以降の段階を「CSRの顕在的段階（顕在的展開過程）」とひとまず規定し、既述のミラーや山下氏の論述にも窺える「個別企業の利益がそのまま社会的利益に調和した時代」（資本主義の進歩的な歴史的段階）を前者、それ以降の時代を後者として基本的に位置づけ、それぞれの意味および相互の関連を追究・究明することを通じて、CSRに関する議論のなかで「等閑視されている基本的な問題」すなわち「CSR推進」と「企業不祥事続発」とはなぜ同時並行ないし両立するのかという問題の解明をさらに追究したいと考えているが、紙数の都合上その詳述については別の機会に譲ることとする。
- (17) このような認識と軌を一にするものかどうかは必ずしも明確ではないが、宮坂氏は前掲書で「非倫理的な現象は、人間が完全ではないということに起因するだけでなく、現在の自由経済システムのメカニズム自体に起因する問題でもある……正しい行動のモチベーターとして経営者の意思だけに期待することはあまりにも「無邪気なこと」として観念せざるを得ない現実が浮かび上がってくる。このことは、企業に倫理的な行動を期待するためには構造上の変革が必要である、ということの意味している」とし、「『倫理的な』企業として存続していけるような『仕組み』を考え提示すること」を提起して（宮坂[2003]「はじめに」pp.vii - viii）、同書を「第部 自主規制」「第部 外圧としての政府規制と市場のパワー」「第部 ステイクホルダー・マネジメント」の3部構成で展開されている。企業内部の「自主規制」や「マネジメントのあり方」に留まらず、「外圧としての政府規制と市場のパワー」の重要性を明確に位置づけられている点は強く共感する。また、高 巖・T.ドナルドソン両氏は、「日本の市場では『不正を裁く淘汰メカニズムがはっきりとは働いていないため、不正はペイする』と考えられている」（高・ドナルドソン [1999] p.296）が、企業倫理法令遵守に関して「米国企業が日本企業よりも制度面で進んでいるのは、努力や意識の違いもあるが、それ以上に、企業倫理を後押しする仕組みを社会がもっているからと言った方が当を得ている。つまり、そこには、倫理を企業の競争力に変えてしまう社会制度が用意されており、あるいは倫理法令遵守を無視すれば、何らかの攻撃を受けるような市場が形成されている」（同、p.285）からであるとして、「倫理法令遵守が企業の競争力につながるような社会制度の形成」（同、p.302）の重要性を強調している（米国における「制度改革」については同書第九章「第二節 アメリカにおけるビジネス社会の制度改革—1970～80年代」「第三節 アメリカにおけるビジネス社会の制度改革—1990年代」pp.302-316を参照）。エンロン、ワールドコム等の事件に照らせば、その制度が有効に機能しているかどうかについてなお疑問が残るものの、企業内部の「自主規制」や「マネジメントのあり方」に期待するに留まらず、外圧としての「市場のあり方」を含む社会制度の

あり方が企業倫理の実際的あり方に規定的影響を及ぼすという認識の点では、やはり共感しうる。

- (18) 様々なステークホルダー間の「質的差異」を明確にすることは、CSR 問題の理論的解明において極めて重要な課題であろう。例えば菅原貴与志氏は「株主の利益の確保は企業のガバナンス機構のなかで図られるべきであるのに対し、ステークホルダーの利益は、企業のガバナンス機構外で（会社法上の直接的義務負担というのではなく）、企業と当該ステークホルダーとの間の契約（従業員なら労働協約など）や個別の法的規制（労働法や公害法など）によって確保されるべきなのである」と述べている（菅原 [2005] p.142）。権利義務関係が会社法制として法的に規定された機構の内部における「利害対立」とその機構外部における「利害対立」とを同列・同質的に捉え、したがってまた、様々な「利害関係者」を一律・一様あるいは同質的に「ステークホルダー」として論ずるのは、こうした「質的差異」を等閑視したものと いわざるをえない。ただし、こうした「質的差異」への留意は「株主」自体の捉え方についても重要である。すなわち、一口に「株主」といっても、いわゆる「機能株主 = 支配的大株主（機能資本家）」と「無機能株主 = 従属的で零細な一般株主（無機能資本家）」とでは本質的に異なるからである。そして、「無機能株主」については上記の「企業のガバナンス機構外」に置かれたステークホルダーと実態的に同様の立場にあるものとみることができよう。筆者は、最近の「ステークホルダー論」において「株主」自体におけるこうした「質的差異」がしばしば等閑視される傾向にあることにも疑問を感じている。たとえば、貫井陵雄氏は「一口に株主というが、その含意は多様である」として「会社の経営を左右するような大量に株式を保有する大株主」と「少数株式しか保有していない小株主」とを区別しており、そのこと自体は適切であるが、続けて「大切なのは、ステークホルダー・マネジメントやコーポレート・ガバナンスを議論する際、OECD の『コーポレート・ガバナンス原則』も謳っているように、大株主ばかりでなく少数株主の権利も十分尊重しなければならないことである」として、両者間の本質的な「質的差異」には言及することなく、規範論的に両者の権利尊重を同列・同質的レベルで提唱するにとどまる（貫井 [2004] pp.114, 126）。なお、両者の「質的差異」説明の端的な一例として馬場氏による次の指摘を参照されたい。「もともと株式会社なるものは機能資本家の周囲に多数の無機能資本家を蟠集せしめる巧妙な機構（大株主団の存在）なのであり、しかも株式制度そのものは機能資本家をして極めて確実にかつ平穩に産業利潤（創業利得、プレミアム）を獲得せしめる機構なのである。……実際、株式分散の高度化が齎すところの大株主の持株比率の低下に幻惑されて、株式分散が却って機能資本家のために一層拡大された無機能資本の支配を可能ならしめている事実を看過することは、近代株式会社の本質を見誤るものである。新たに付加される多数の無機能資本家、小株主層は、事実において社債の所有者と選ぶところをみないのである。」（馬場 [1977 a] p.252）。また、法学者によるこの点での最近の指摘として、森淳二郎氏の次のような指摘は興味深い。「コーポレート・ガバナンスの仕組みを考えるうえでもっとも重要なことは、株式会社における利害関係をどのように認識するかである。……所有モデルでは、『所有と経営の分離』を株式会社の基本的特徴とみるため、所有対経営が基本的利害関係ということになる。これに対して、管理モデルでは、『所有と管理の分離』に伴う利害関係が基本になる。すなわち、『所有と管理の分離』により、株主であっても、会社を運営できる者とできない者に分かれ、『会社を運営できる者対運営できない者』という利害関係が生じるのである。」（森 [1999] pp.124-125）ここで、「所有モデル」とは「株式会社の基本的特徴を『所有と経営の分離』に求め、所有の論理により経営を制御していくことに主眼を置く」伝統的な会社法理論の立場である。他方、「管理モデル」にいう『所有と管理の分離』とは、資本多数決管理制度のことで……会社財産維持制度が完備している株式会社では、資本多数決を形成できる者は自己の意思に従って他の株主が出資した会社財産をも全面的に管理でき……、いったん所有から分離された経営が再び資本多数決を管理する者……に統合されることにより、企業の所有と企業の管理が『制度的に』分離されることを意味している」という。かくして、『会社を運営できる者』とは、資本多数決管理者とその者により選任される経営者によって構

成される管理経営チーム」であり、「他方、『会社を運営できない者』とは、この管理経営チームからは全面的に排除されるアウトサイダー株主のことである。」(森 [1999] pp.122-124, 127) このような視点に照らせば、「株主は会社にとって『特殊な』存在ではあるが、決して『特別に優先されるべき』存在ではないということである。株主は多くのステークホルダーズの『一』構成員なのである。問題はその『特殊性』の内容であり、今日ではその解明が改めて重要な課題となっている」という宮坂純一氏の指摘のうち、「特殊性の内容の解明が改めて重要な課題」という点には同意できるものの、「株主は今日では外部利害関係者に転化（自己資本の他人資本化）しはじめている」のが「今日の企業の実態」であるとする認識から「株主は多くのステークホルダーズの『一』構成員」と規定するのは、やはり早計との感をぬぐえない(宮坂 [2003] pp.25, 168-169)。なお、企業とりわけ株式会社における「所有」および「支配」の問題に関する最近の議論の一例として、村田 [2006] を参照。

- (19) こうした「矛盾の展開」「せめぎあい」現象を示す一例として、EU(欧州連合)の政府に相当する欧州委員会が2002年7月に発表した「企業の社会的責任に関する委員会通達 — 持続的発展への企業の貢献」にみられる労使間意見対立がある。そこでは欧州委員会が2001年7月に発表した「企業の社会的責任に関する欧州の枠組みを促進する」と題する政策提案文書(グリーンペーパー)に対する諸関係組織・個人の様々な意見が集約されているが、「回答意見のなかでの共通の、最も大きな問題点は、CSR概念のとらえ方とCSRの実行方法 — とくに企業の自発性と法的規制の問題 — をめぐるもので、労使の意見対立が顕著だった」とされるように、「自発性原則一点ばり」の企業・経営者団体と、すべての利害関係者(ステークホルダー)の実質的参加と社会的・環境保護の成果に関する報告の義務化等を主張する労働組合および非政府組織(NGO)との間の意見対立・「せめぎあい」を基軸に政策形成に向けた議論が展開されているようである(宮前 [2003] pp.41-59 参照)。また、この「緑書(グリーンペーパー)」の内容紹介については、佐藤 [2002] 参照。日本経団連も企業のCSRへの取組みに関しては、一貫して「企業の自主性尊重が不可欠」との立場を貫いている。例えば、久保田 [2003] pp.176-177, 184 参照。なお、この点に関連して筆者は、冒頭部分の注記でふれた盛田昭夫氏の「豊かな日本を創るために何をしたらよいか」の具体的提案6点の実現に関連する次の指摘に留意しておきたい。「日本の現在の企業風土では、敢えてどこか一社が改革をやろうとすれば、その会社が結果的に経営危機に追い込まれてしまうような状況が存在しています。そのためどこも積極的に動こうとしません。こうした自己防衛優先の意識が問題なのです。誰が率先して手本を示すかという話になると、経営者としてはなかなか勇気が出てこないのです。……いずれにしても、日本企業の経営理念の根本的な変革は、一部の企業のみに対応で解決される問題ではなく、日本の経済・社会のシステム全体を変えていくことによって、初めてその実現が可能になると思います。」(盛田 [1992] p.103, 傍点引用者)。「経済・社会のシステム全体を変えていくこと」にかかわる政府規制については、ドラッカーも次のように述べている。「(組織が社会に与える — 足立) 影響の除去はコスト増を意味する。したがって、同業他社が同じルールを受け入れないかぎり、競走上不利になる。多くの場合、同一のルールを受け入れさせるには、政府規制が必要となる。公的措置が必要である。……こうして正しい規制の立法化を図る必要がある。これまで、企業のみならずあらゆる機関のマネジメントがこの責務を避けてきた。彼らの考えは、規制のない規制がよい規制というものだった。しかしそれは、影響を事業上の機会にすることができて、はじめていえることである。影響の除去のために行動の制限が必要となるときには、規制は組織、特に責任ある組織にとって利益となるはずである。規制がなければ、責任ある組織もやがて無責任として非難され、その間良識のない者、貧欲な者、ばかな者、騙す者が利益を得ることになる。」(ドラッカー, P.F. (上田惇生編訳) [2001] p.96)。なお、こうした見地は米国の経済団体・財界人の幾人かによっても以前から提示されている。たとえば、既述のCED見解では次のように述べている。「公平な負担分担方式で企業側が当初から自発的に公害対策をとっていたとしたら、社会的責任を可能なかぎり全面的に負って行動するという

産業界の態度を実証することになっていたのである。問題がここまで悪化させずに済んでいたばかりでなく、政府による規制の必要かつ望ましい態度についても、より明確な理解が得られたであろう。事実、公害問題のように競争市場の中でのコスト負担という不利な条件のために、企業が単独でその主要な社会的責任に対処できず、しかもこの種の困難を共に協力して解決することができないのであれば、企業としては、長期的に見て賢明な行動を阻害している短期的な要因を排除しようとする、政府の適切な規制措置を自ら提唱し支持することが論理と倫理の命ずるところなのである。(経済開発委員会 (CED) (経済同友会翻訳) [1972] p.68) 「Robert R. Nathan 氏の意見. E. Sherman Adams 氏もこれに賛同。たしかに啓発された自己利益は企業にとって極めて望ましい目的ではあるが、これは政府の果たす役割にとって代るものではない。競争経済のもつ性格そのものが政府による介入と規制を不可避かつ妥当にしていることを理解しなければならない。政府規制を求める圧力は、単に、社会の変化する要請に企業が鈍感であることからのみ来るのではない。激しい競争がもつ本質そのものによって、公共の利益を最大化させるために政府による規制が必要になってくるのである。啓発された自己利益が望ましいとする本書の見解には、その大筋において賛成であるが、……問題は政府によるあるいは社会による制裁を回避することなく、必要かつ妥当な規制に従うのみでなく、必要以上に制約的な規制には反対するとしても、建設的な規制は積極的にこれを求めるということではなければならない。」(経済開発委員会 (CED) (経済同友会翻訳) [1972] p.111)

(引用・参考文献)

- 足立 浩 [1997] 「環境管理会計システムの基本的フレームワーク ソシオ・マネジメント・アカウンティング 試論 (1) 」 『日本福祉大学経済論集』 第 15 号 (1997 年 8 月)。
- [2000] 「第 5 章 質的向上をめざす軍需部門」 古賀義弘・井上秀次郎・足立 浩共著 『総合重機 — 陸・海・空に展開する世界競争 (日本のビッグインダストリー) 』 大月書店。
- [2002] 「企業の社会的責任と収益性 — ソシオ・マネジメント・アカウンティング試論 (3) —」 『日本福祉大学経済論集』 第 25 号 (2002 年 8 月)。
- 磯道 真・安部俊廣・谷川 博・坂田亮太郎 [2005] 「特集 なぜ断てぬ企業不祥事 CSR で会社を守れ」 『日経ビジネス』 (2005 年 8 月 22 日号)。
- 岩井克人 [2003] 『会社はこれからどうなるのか』 平凡社。
- [2005] 『会社はだれのものか』 平凡社。
- 岡崎哲二 [2003] 「第 1 章 経済同友会の思想体系における『市場の進化』」 経済同友会 『第 15 回企業白書 『市場の進化』と社会的責任経営 — 企業の信頼構築と持続的な価値創造に向けて —』 経済同友会。
- 奥村 宏 [2004] 『会社はなぜ事件を繰り返すのか — 検証・戦後会社史 —』 NTT 出版。
- [2006] 『奥村 宏の集中講義 「まっとうな会社」とは何か — 継続可能な会社の条件 —』 太田出版。
- 小田幹雄 [2005] 「企業の不祥事」 会計学中辞典編集委員会編 『会計学中辞典』 青木書店。
- 角瀬保雄 [2005] 『企業とは何か — 企業統治と企業の社会的責任を考える —』 学習の友社。
- 國廣 正・五味祐子 [2005] 『なぜ企業不祥事は、なくなるのか — 危機に立ち向かうコンプライアンス —』 日本経済新聞社。
- 久保田政一 [2003] 「第 5 章 わが国経済界の CSR への取組み」 高 巖・辻 義信・Scott T. Davis・瀬尾隆史・久保田政一共著 『企業の社会的責任 求められる新たな経営観』 日本規格協会。
- 経営倫理実践研究センター監修・日本能率協会編 [1998] 『先進企業 28 社にみる 企業倫理規程実例集』 日本能率協会マネジメントセンター。
- 経済開発委員会 (CED) (経済同友会翻訳) [1972] 『企業の社会的責任』 鹿島出版会。

- 経済同友会 [2003] 『第 15 回企業白書 「市場の進化」と社会的責任経営 — 企業の信頼構築と持続的な価値創造に向けて —』 経済同友会.
- 小林陽太郎 (談) [2003] 「CSR は企業のあり方そのものを問う トップ自ら責任を持って実行すべき」 『日経エコロジー』 (2003 年 12 月号).
- コリアード, エミリオ・G [1972] 「緒言」 経済開発委員会 (CED) (経済同友会翻訳) 『企業の社会的責任』 鹿島出版会.
- 佐藤一美 [2002] 「大企業が負う社会的責任 欧州の常識」 『労働運動』 (No.450, 2002 年 2 月号).
- 柴田武男 [1994] 『企業は環境を守るか』 (岩波ブックレット No.361) 岩波書店.
- 清水克彦 [2004] 『社会的責任マネジメント 企業の持続可能な発展と安全確保』 共立出版.
- 島崎 隆 [1991] 『矛盾 Widerspruch 対立物の統一 対立』 岩佐 茂・島崎 隆・高田 純編 『ヘーゲル用語事典』 未来社.
- 菅原貴与志 [2005] 「会社の本質を探るために」 『ダイヤモンド ハーバード・ビジネス・レビュー』 (October 2005).
- 杉山 学 [2000] 「公益法人会計」 日本管理会計学会編 『管理会計学大辞典』 中央経済社.
- [2002] 「第 部第 12 章 非営利組織体会計の諸問題と特徴」 杉山 学・鈴木 豊編著 『非営利組織体の会計』 中央経済社.
- 高 巖・T.ドナルドソン [1999] 『ビジネス・エシックス 企業の市場競争力と倫理法令遵守マネジメント・システム』 文眞堂.
- 田島司郎 [1979] 「第 6 章 社会的責任」 『否定』 論』 中谷哲郎・川端久夫・原田 実 編著 『経営理念と企業責任』 (講座経営経済学 8) ミネルヴァ書房.
- 田中 清 [1998] 「新しい『経団連企業行動憲章』と企業倫理に関する経団連の取組み」 経営倫理実践研究センター監修・日本能率協会編 『先進企業 28 社にみる 企業倫理規程実例集』 日本能率協会マネジメントセンター.
- 田中太郎・宮坂賢一 [2003] 「特集 CSR を使いこなせ」 『日経エコロジー』 (2003 年 12 月号).
- 中條祐介 [1996] 「(第 部第 2 章) コーポレート・ガバナンスの改善と悪しき因習 — 1970 年代から 1980 年代までの会社不正を中心に —」 宇南山英夫・小倉一郎監修 『企業倫理と会社不正』 東京経済情報出版.
- 遠山 毅 経済産業省経済産業局企業行動課課長補佐 [2004] 「経済産業省 『企業の社会的責任 (CSR) に関する懇談会中間報告書』 について」 『企業会計』 (Vol.56 No.11, 2004 年 11 月).
- ドラッカー, P.F. (上田惇生編訳) [2001] 『[エッセンシャル版] マネジメント 基本と原則』 ダイヤモンド社.
- 中川敬一郎・藤井丙午・小林宏治・成毛収一・山下静一 [1972] 「座談会 CED 見解の評価と日米の比較」 経済開発委員会 (CED) (経済同友会翻訳) 『企業の社会的責任』 鹿島出版会.
- 中川雄一郎 [2005] 『社会的企業とコミュニティの再生 — イギリスでの試みに学ぶ —』 大月書店.
- 中谷哲郎 [1975 a] 「経営者の個別企業の責任と『社会的責任』 — 株式会社企業再検討の意義と限界 —」 日本経営学会編 『企業の社会的責任』 千倉書房.
- [1975 b] 「経営者の社会的責任 — 高田馨教授の『社会的責任論』 —」 『北九州大学商経論集』 (第 11 巻第 2 号, 1975 年 11 月).
- [1979 a] 「企業の社会性」 経済学辞典編集委員会編 『大月 経済学辞典』 大月書店.
- [1979 b] 「第 4 章 社会的責任論の基礎」 中谷哲郎・川端久夫・原田 実 編著 『経営理念と企業責任』 (講座経営経済学 8) ミネルヴァ書房.
- [1979 c] 「(第 7 章) 第 2 節 N.H.ジャコビーの社会的責任」 中谷哲郎・川端久夫・原田 実 編著 『経営理念と企業責任』 (講座経営経済学 8) ミネルヴァ書房.
- 中谷哲郎・川端久夫・原田 実 編著 [1979] 『経営理念と企業責任』 (講座経営経済学 8) ミネルヴァ書房.

- 日本弁護士連合会編 [2003] 『企業の社会的責任と行動基準 コンプライアンス管理・内部告発保護制度』
(別冊商事法務 No.264) 株式会社商事法務.
- 貫井陵雄 [2004] 『第6章 株主・投資家の啓発的自己利益』水尾順一・田中宏司編著 『CSR マネジメン
ト ステークホルダーの共生と企業の社会的責任』生産性出版.
- 馬場克三 [1977 a] 『第6章 経営権とは何か』馬場克三 『個別資本と経営技術 — 経営学の方法と経営学の
根本問題 — (増補版)』有斐閣.
- [1977 b] 『第8章 企業の社会的責任』馬場克三 『個別資本と経営技術 — 経営学の方法と経営学
の根本問題 — (増補版)』有斐閣.
- パートナーシップ・サポートセンター/岸田真代編著 [2005] 『NPO からみた CSR 協働へのチャレンジ
ケーススタディ』同文館出版.
- 古庄 修 [2002] 『第 部第7章 特定非営利活動法人 (NPO) の会計』杉山 学・鈴木 豊編著 『非営
利組織体の会計』中央経済社.
- 北海道新聞取材班 [2002] 『検証・「雪印」崩壊 その時、何がおこったか』講談社.
- ボルザガ, C./ ドゥッフルニ, J.編 (内山哲郎・石塚秀雄・柳沢敏勝訳) [2004] 『社会的企業 — 雇用・福祉
のEU サードセクター —』日本経済評論社.
- 見田石介 [1963] 『資本論の方法』弘文堂.
- ミッチェル, ローレンス (藤裕一訳) [2005] 『なぜ企業不祥事は起こるのか — 会社の社会的責任 —』麗澤
大学出版会.
- 宮坂純一 [2003] 『企業は倫理的になれるのか』晃洋書房.
- 宮前忠夫 [2003] 『EU 『企業の社会的責任』政策議論が新段階へ — 欧州委が『緑書』への回答集約と新戦略を
通達 —』および宮前忠夫訳 『『企業の社会的責任』に関する委員会の通達 [全文] — 持続的発展に向けた
企業の貢献 (欧州委員会, 2002年7月2日, ブリュッセル)』『労働法律旬報』(No.1554, 2003年6月下旬号).
- ミラー, アルジェイ [1974] 『企業の社会的責任』ホワイトハウス産業社会会議編・経団連事務局訳 『1990
年のビジネス 企業の責任と限界』ダイヤモンド社.
- 村田和彦 [2006] 『企業支配の経営学』中央経済社.
- 森 宏一編 [1995] 『哲学辞典 [新装版]』青木書店.
- 森淳二郎 [1999] 『10 コーポレート・ガバナンスと経営者の責任』沢野直紀・高田桂一・森淳二郎編
『企業ビジネスと法的責任』法律文化社.
- 盛田昭夫 [1992] 『『日本型経営』が危ない — 『良いものを安く』が欧米に批判される理由』『文芸春秋』(1992
年2月).
- 山下静一 [1972] (社団法人経済同友会専務理事:当時) 『まえがき』経済開発委員会 (CED) (経済同友
会翻訳) 『企業の社会的責任』鹿島出版会.
- ヤング, スティーブン・B (経済人コー円卓会議日本委員会・原不二子監訳) [2005] 『CSR 経営 — モラル・
キャピタリズム —』生産性出版.
- 若林茂信 [2002] 『第 部第2章 非営利組織体の主たる会計目的:財務的生存力の表示』杉山 学・鈴
木 豊編著 『非営利組織体の会計』中央経済社.